

# 履修のしおり

大学院教育学研究科  
専門職学位課程  
(高度教職実践専攻)  
令和4年度(2022年度)



宮城教育大学

# 目 次

基本理念・目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー .....	1
教育課程・指導体制等 .....	5
1 教育課程	
2 学生の指導体制	
3 「実践研究論文」について	
「学校における実習」について .....	7
1 授業科目	
2 履修の免除	
3 実習の詳細について	
授業の方法等 .....	9
1 学期と授業期間	
2 単位の計算方法	
3 修了するための要件	
4 現職教員学生の2年次の学修	
5 長期履修制度	
履修登録について .....	10
1 授業科目の履修登録について	
2 学部開講科目の履修・聴講について	
成績の評価と単位認定 .....	11
1 成績の評価	
2 成績の確認	
3 単位の取り消し	
4 入学前に修得した単位の認定	
教員免許状について .....	12
1 本専攻で所要資格を取得できる専修免許状	
2 所要資格を取得するために必要な単位について	
休学・退学について .....	13
教育課程及び履修方法 .....	14
令和4年度授業計画 .....	22
令和4年度授業時間割表 .....	26
令和4年度講義要目 .....	32
教員一覧 .....	44
施設配置図 .....	50
大学院関係規程 .....	70
宮城教育大学学則	
宮城教育大学大学院教育学研究科教育課程及び履修方法に関する規程	
宮城教育大学学位規程	



## 高度教職実践専攻（教職大学院）の基本理念

教職としての高度な専門性を全面に掲げながら、それが各分野の深い学問的知識・能力の育成によって支えられるという形で、両者を統一的に追求することを目指した教育を実施します。

## 高度教職実践専攻（教職大学院）の目的

専ら教員養成及び研修のための教育を行います。

- ・優れた専門的職業能力を備えた人材養成
- ・学術専門性と教育実践力を備えた、優れたミドルリーダーとなり得る人材育成
- ・広域で中核的・指導的役割を果たし得る力量あるスクールリーダーの養成

## 学位授与方針（ディプロマポリシー）

宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）では、学部段階や学校教育現場において培われた教員としての知識・技能と実践力を基盤に、さらに教職としての高度な専門性を身につけ、教育現場における今日的課題の解決に向けた、状況分析能力、分析結果を実践につなげる実行力を備えた教員、ひいては、学校や地域で中核的・指導的な役割を果たすスクールリーダーまたはその候補になり得る人材を養成します。

この方針のもとに、以下の3つのプログラムを編成します。「2年以上」在籍のうえ、所定の単位を修得し、総合的な教師力の高度化の達成に関する評価を受け、以下の資質能力を身につけたと判断された者に対して、教職修士（専門職）の学位を授与します。

### ○教科探究プログラム

各教科の背景となる学問知識を踏まえて「教科内容学」の研究方法を習得し、高度な教材研究力と教材開発力を身につけるとともに、子どもの認識や発達の実態に即して、授業を不断に改善していくことができる教科指導力を高めることにより、現職教員は、学習指導要領の目標等達成のため、学校と社会とのつながりを踏まえたカリキュラム・マネジメント、地域の物的・人的資源やICTを活用した授業展開・授業改善を高度に実践するとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリーダーとなる。

また、学部卒業生等は、学部卒業の段階より更に学問の発展や社会状況の変化に応じてその水準を高め、高度な授業展開や授業改善を実践できる教員となる。

### 【現職教員】

- ・教科等に関する最新の高度な専門的知識・技能を有している
- ・学習指導要領の目標等を達成するための最新の高度な教育の方法・技術を身につけている
- ・社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材開発について助言ができる
- ・カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善を実践し、教育課程の編成へ

の助言ができる

- ・授業づくり等に関して若手教員への助言ができる

### 【学部卒業生等】

- ・教科等に関する高度専門職としての知識・技能を有している
- ・学習指導要領の目標等を達成するための高度専門職としての教育の方法・技術を身につけている
- ・社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材開発ができる
- ・カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の実践ができる

### ○特別支援・子ども支援プログラム

変化が激しい社会で学習や発達に困難を抱える子どもに対応するために、特別な教育ニーズを抱えた子どものケーススタディによる発達・学習支援法を開発できる力や、ICTを駆使した教育を開発しながら子どもを支援できる力を身につけることにより、現職教員は、多面的・総合的に子どもたち一人一人の教育的ニーズを捉えて常に的確な支援が行えるとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリーダーとなる。また、学部卒業生等は、多面的・総合的に理解する視点を有し、子どもたち一人一人の教育的ニーズを理解して的確に支援が行える教員となる。

### 【現職教員】

- ・教育法規の知識・ICT活用等の技術を有し、特別な支援を必要とする子どもへの個別の教育支援計画・個別の指導計画を関係機関と連携して作成する際に助言ができる
- ・教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身につけているとともに、若手教員への助言ができる
- ・子どもの成長の段階等に応じた心理に関する最新の高度な専門的知識を有している
- ・子どもを多面的・総合的に理解する視点を持ち、若手教員への助言ができる

### 【学部卒業生等】

- ・教育法規の知識・ICT活用等の技術を有し、特別な支援を必要とする子どもへの個別の教育支援計画・個別の指導計画を関係機関と連携して作成し、実践できる
- ・教育相談やカウンセリングの高度専門職としての知識・技法を身につけている
- ・子どもの成長の段階等に応じた心理に関する高度専門職としての知識を有している
- ・子どもを多面的・総合的に理解する高度専門職としての視点を有している

### ○学校課題解決マネジメントプログラム【現職教員】

学校という組織をマネジメントしていく「学校を支える力」として、地域の教育ニーズを踏まえつつ学校が直面している課題を発見し、教職員間で共有し、協働して解決できるマネジメント力を身につけることにより、学校運営及び教育活動の中核的な役割を果たすとともに、管理職・リーダーとし

での資質能力を有する教員となる。

- ・学校運営上自らが担うべき役割を全校的な視点から適切かつ効率的に果たすことができる
- ・他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、若手教員の意見等の把握・調整ができる
- ・いじめや不登校の問題を理解する姿勢を学校全体で常に共有し、組織的対応と体制整備を支援できる
- ・地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、連携・協働した教育活動を主導し、若手教員への助言ができる
- ・教職員間の協働、保護者や地域社会・関係機関との信頼関係の下での連携により、子どもの成長を支援することができる

## 教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）では、多様化・複雑化する子どもの学習・発達のニーズに応えるとともに様々な教育課題の解決を目指し、教科専門（特別支援領域を含む）、教科教育専門、教職専門の密接な連携を通して、スクールリーダー及びその候補者としてふさわしい総合的な教師力を養成するためのカリキュラムを編成しています。

カリキュラムは、「専門高度化基盤科目」、「専門高度化探究科目」、「専門高度化深化科目」の3つの科目群から構成されており、共通専門科目としての「専門高度化基盤科目」での学修を基盤としながら、その上に「専門高度化探究科目」においてそれぞれのプログラムに対応した特色ある授業科目を履修します。また、その学修の過程においては、常に「理論と実践との往還」を基本とする「把握」、「適応」、「分析」、「開発」の段階的学修を進め、それらの学修と併行しながら「専門高度化深化科目」を履修します。

### 「専門高度化基盤科目」(24単位)

「教職共通5領域（①教育課程（教育課程の編成・実施に関する領域）、②教科指導（教科の実践的指導に関する領域）、③生徒指導・教育相談（生徒指導・教育相談に関する領域）、④学級・学校経営（学級経営・学校経営に関する領域）、⑤学校教育・教職（学校教育と教員のあり方に関する領域）」(20単位)と「学校における実習（基礎実践）」(4単位)で構成されます。

本教職大学院で体系的に育成すべき資質としての知識・技能を修得するとともに、学校現場の中核的・指導的な教員として、所属する学校のみならず広く地域全体の教育力の組織的な改善・充実に活用できる資質の育成を目指します。

### 「専門高度化探究科目」(8単位以上)

選択したプログラムの趣旨・目的等に対応する講義・演習・実習で科目群を構成しています。入学時に設定する「実践研究テーマ（達成目標）」に関連する科目を履修することにより、知識・技能と実践力の質的向上を目指します。

### 「専門高度化深化科目」(14単位)

教職専門と教科専門・教科教育専門、理論と実践の「架橋」となる、演習を中心とした「実践的指導力融合科目」(8単位)と「学校における実習（臨床実践）」(6単位)で構成しています。

全プログラム共通の専門科目である「専門高度化基盤科目」を履修したうえで、各プログラムに対応した特色を持つ「専門高度化探究科目」と「専門高度化深化科目」を組み合わせることで履修することにより「理論と実践の往還」を積み重ねて、教職としての総合的な力量形成を目指します。

# 教育課程・指導体制等

## 1 教育課程

### (1) 理論と実践の往還

本教職大学院のカリキュラムは、大学での理論の学修と、現場での実践の学修とを往還すること（理論と実践の往還）を通じて、高度専門職業人としての教師の専門性の深化を実現します。

理論の学修の中軸をなすものは、「教育課程」、「教科指導」、「教育相談」、「学級・学校経営」、「学校教育・教職研究」からなる「専門高度化基盤科目（共通5領域）」のほか、学生それぞれの研究テーマの理論を深める「専門高度化探究科目」です。専門高度化探究科目は、教科探究科目、特別支援・子ども支援科目、学校課題解決マネジメント科目の3つの科目群から構成されています。これにより専門的な知識に裏付けられた確かな理論を確立することが可能です。

実践の学修については、「学校における実習」を設置しています。学校における実習は、「基礎実践（専門高度化基盤科目）」と「臨床実践（専門高度化深化科目）」に分かれています。基礎実践は、1年次の「学校課題探究実習Ⅰ」「学校課題探究実習Ⅱ」です。臨床実践は、1年次の「学校課題解決実習」と2年次の「臨床教育開発実習」があります。理論系の諸授業科目との連動を常に意識しながら、「把握」→「適応」→「分析」→「開発」の一貫した学習過程により、理論の深化と実践の高度化を図ります。

理論と実践を架橋するのが、「実践的指導力融合科目（専門高度化深化科目）」です。

学校での教育課題の実態把握から始まり、分析し、それを踏まえて指導方法や支援法等を開発し、実践を通じて検証するプロセスを繰り返しながら、最終的に教育現場や地域に提案できる成果を生み出します。そのプロセスを「実践研究論文」に纏め、学修成果を公開することを目指します。

### (2) プログラム制

本教職大学院では、それぞれの学生が入学時に設定する「実践研究テーマ」に即して、3つの履修プログラム（教科探究プログラム、特別支援・子ども支援プログラム、学校課題解決マネジメントプログラム）を準備しています。

専門高度化探究科目の選択必修8単位として、3つの科目群（教科探究科目、特別支援・子ども支援科目、学校課題解決マネジメント科目）のどれを履修するかによって、どのプログラムを履修するかが決まります。なお、学校課題解決マネジメントプログラムを履修できるのは、現職教員学生のみです。

## 2 学生の指導体制

学生の研究テーマに沿って、「教員ユニット」という指導組織を編成し、複数の教員により学生の指導を行います。ユニット長の指導教員を中心に、それぞれの学生の研究指導と学校における実習の指導は教員ユニットが担います。なお、教員ユニットには、専任教員だけでなく、授業担当兼担教員が加わることもできます。



教職領域，教科教育領域，及び教科専門領域の研究者教員と実務家教員との連携による指導を通して，高度な教科指導力，学級・学校経営力，児童・生徒に対する理解力・支援力を身につけることができます。

### 3 「実践研究論文」について

学生それぞれが一貫した研究テーマを設定し，「理論と実践の往還」プロセスを通じて，教育課題の「把握」，「適応」，「分析」，「開発」の段階的学修に取り組みます。

高度教職実践専攻における2年間の学修プロセスは，実践的指導力融合科目（専門高度化深化科目）「臨床教育総合演習B」（2単位）の成果物である実践研究論文に収斂します。

実践研究論文の完成までの，1年次中間・最終，及び2年次中間という節目で行われる研究成果発表会に向けた実践と研究の成果の蓄積・整理と発表及び討論，明らかになった課題の再検討という日常的な過程の積み重ねをもとに，実践研究論文を作成していくことになります。

実践的指導力融合科目については，実践研究論文の作成及び発表をもとにユニット長を中心に評価案を作成し，高度教職実践専攻運営委員会での審査を経て各学生の評価を確定しています。

実践研究論文作成要領，執筆の手引きについては，後日お知らせします。

# 「学校における実習」について

## 1 授業科目

学部卒業生等（ストレートマスター）については、大学と学校教育創造・研修校を往還する実習に拠り、教育実践と子ども理解を深化させつつ、「学び続ける教師」の基盤を確立するための実習を行います。

現職教員学生については、授業実践や学校運営等を自ら立案・実施し、実践での成果と課題を検証・開発する力を高めることを目標に、学校経営を視野に入れて、高度な専門的知識・技能をふまえ、教育課程編成と授業実践への助言、さらに、校内研修体制の組織化・運用の支援ができるミドルスクールリーダーとしての資質・能力を備えた教員を育成するための実習を行います。

授業科目名	実習期間	配当年次	実習の目的	
学校課題探究 実習Ⅰ (基礎実践)	5月～6月 (10日間)	1年次	各自が探究するテーマに即して、学習指導及び生活指導をめぐる課題や子どもの実態等を把握する。	実態把握
学校課題探究 実習Ⅱ (基礎実践)	7月～9月 (10日間)	1年次	実習校での授業実践等を通して、理論系の授業科目で修得した内容等と関連付けながら省察し、自らの実践研究テーマに関わる、授業、学級経営、児童・生徒支援をどのように立案・実施すべきか、自己の教育課題を見出す。	適応
学校課題解決 実習 (臨床実践)	10月～1月 (10日間)	1年次	自ら立案・実施した学習指導等の成果を分析し、各自の取り組む課題を明確にするとともに、教育的な意義や可能性について、他者との協働活動を通して考察する。 さらに、現職教員学生は、ミドルリーダー教員として、当該実習を通して、他の教員に対して助言できる資質・能力を身につける。	分析
臨床教育開発 実習 (臨床実践)	4月～1月 (20日間)	2年次	これまでの学校における実習及び理論系・融合系科目で修得した内容等と関連づけながら、自ら立案・実施した教育実践の分析を通して得られた知見と課題に基づき、学校・地域の教育課題を視野に入れた教育実践をデザインし、指導力を深化させる。 さらに、現職教員学生は、ミドルリーダー教員として、他の教員との協働による学校・地域の臨床実践と研究を進める資質・能力を身につける。	開発

各授業科目について、事前指導として、大学でのオリエンテーション、実習校との打合せを実施します。実習に際して、学生はユニットの指導のもと、事前に「実習計画」を作成し、実習中には「実習記録」を作成し、実習の省察を行います。事後には、「実習報告書（報告レポート）」を作成して提出します。

## 2 履修の免除

教員としての実務経験を有する者（現職教員学生等）について、教育上有益と認めるときは、「学校課題探究実習Ⅰ」及び「学校課題探究実習Ⅱ」の履修を免除することがあります。

該当者には、申請時期や申請に必要な書類等を別途お知らせします。

なお、当該免除の可否は、当該実習科目の到達目標に達しているかを確認する審査を行い、その審査の結果に基づいて判断します。

## 3 実習の詳細について

各実習科目の詳細は『実習のしおり』で確認してください。

# 授業の方法等

## 1 学期と授業期間

1年を前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）の2学期に分けて授業期間を設定しています。

授業科目には、前期だけ、または後期だけに開講される科目と、1年を通して開講される科目（通年科目）があります。前期または後期だけに開講される科目は15週、通年科目は30週にわたって行われますが、一定期間に集中して行われる授業科目もあります。

## 2 単位の計算方法

1単位の授業科目は、45時間（授業時間と授業外の学習時間の合計）の学修を必要とする内容で構成することを標準としており、授業時間は授業の形態に応じて次の基準により計算します。

- (1) 講義、演習については、15時間から30時間をもって1単位とします。
- (2) 実験、実習、実技については、30時間から45時間をもって1単位とします。

## 3 修了するための要件

本学教職大学院を修了するためには、2年（標準修業年限）以上在学し、定められた履修方法に従い、定められた単位数を修得する必要があります。

修了に必要な単位数については、『教育課程及び履修方法について（P.14～）』を確認してください。

## 4 現職教員学生の2年次の学修

派遣教員である現職教員学生については、2年次においては、大学院設置基準第14条特例を活用し、勤務校において、研究・研修を継続できる措置をとります。ただし、1年次から連続するカリキュラム配置の工夫により、学校現場での実践研究の継続を可能にするように配慮します。

## 5 長期履修制度

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限（2年）では教育課程の履修が困難な学生を対象として、2年間の授業料で3年または4年間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することができる長期履修制度を設けています。

この制度の適用を受けようとする場合、または適用を受けている学生が履修期間の変更を希望する場合などの詳細については、教務課に問い合わせてください。

# 履修登録について

## 1 授業科目の履修登録について

授業科目を履修するためには、年度ごとに履修登録をする必要があります。ユニット長の履修指導を受け、履修しようとする授業科目を決定し、次により手続きを行ってください。

なお、授業の内容等については、『教育課程及び履修方法 (P.14～)』、『講義要目 (P.32～)』及び『シラバス (オリエンテーション時に配付 (本学 HP にも掲載))』等を参照してください。

### (1) ポータルサイトによる履修登録

当該年度に履修する全ての授業科目について、年度はじめ (4月) の所定の期間に、本学ホームページからアクセスできるポータルサイトを用いて履修登録を行ってください。

### (2) 履修登録の上限 (CAP 制)

各授業科目の教育効果を勘案して、履修科目として登録できる単位数には、上限が定められています。1年間に登録できる単位数は38単位です。4月初めに十分検討の上、履修計画を立ててください。

履修登録をしなかった授業科目については、単位の認定を受けることができません。

また、既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできません。

## 2 学部開講科目の履修・聴講について

(1) 学修を進める上で、特に教育研究上必要と認められる場合には、所定の手続きを経た上で、学部開講科目の履修を許可することがあります。(通常の授業料とは別に科目等履修生に準じた授業料がかかります。また、学部開講科目の履修単位は、履修登録の上限 (38単位) に含まれません) なお、教員免許状既取得者で上級免許状、他校種免許状取得のために学部開講科目の履修を希望することについては、慎重な判断のすえ場合によって認められる場合もあります。

(2) 学修をすすめる上で、特に教育研究上必要と認める場合には、所定の手続きを経た上で、学部開講科目の聴講を許可することがあります。(聴講する場合は、当該授業科目の単位は認定されません)

学部開講科目の履修・聴講の手続きについては、別途指示します。

# 成績の評価と単位認定

## 1 成績の評価

成績評価は、原則として、試験の成績及び平常の学修成績に基づいて、授業の終了した学期末または学年末に行います。

試験は、筆答、レポート、実技、口述等のいずれかまたは併用により実施します。

各授業科目の「評価の観点」及び「成績評価基準」を基に評価を行い、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とします。

「評価の観点」及び「成績評価基準」は、シラバスで確認してください。なお、各評価段階における標語及びめやすは、以下のとおりです。

評価段階	評 語	100点満点でのめやす
S	きわめて優秀な水準に達している	90～100点
A	優れた水準に達している	80～89点
B	ねらい通りの水準に達している	70～79点
C	合格に足る水準に達している	60～69点
D	合格に足る水準に達していない	59点以下

## 2 成績の確認

成績は、本学ホームページからアクセスできるポータルサイトを用いて、確認することができます。確認可能な期間及び確認方法は、掲示等によりお知らせします。

## 3 単位の取り消し

既に修得した授業科目の単位は、取り消すことができません。

## 4 入学前に修得した単位の認定

本研究科に入学する前に、本研究科、他の大学院等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、本研究科に該当する授業科目がある場合、所定の基準により本研究科で修得した単位として認定されることがあります。

詳細については、教務課に問い合わせてください。

# 教員免許状について

入学時に所有していた幼稚園，小学校，中学校，高等学校又は特別支援学校の教育職員一種免許状に対応した，下記の専修免許状の所要資格を得ることができます。

## 1 本専攻で所要資格を取得できる専修免許状

- ・ 幼稚園教諭専修免許状
- ・ 小学校教諭専修免許状
- ・ 中学校教諭専修免許状  
(国語) (社会) (数学) (理科) (音楽) (美術) (保健体育) (保健) (技術) (家庭) (職業)  
(職業指導) (英語) (宗教)
- ・ 高等学校教諭専修免許状  
(国語) (地理歴史) (公民) (数学) (理科) (音楽) (美術) (工芸) (書道) (保健体育)  
(保健) (看護) (家庭) (情報) (農業) (工業) (商業) (水産) (福祉) (商船) (職業指導)  
(英語) (宗教)
- ・ 特別支援学校教諭専修免許  
(視覚障害者) (聴覚障害者) (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)

## 2 所要資格を取得するために必要な単位について

専修免許状を取得するためには，基礎となる教育職員一種免許状を所有したうえで，免許状の種類に応じて必要な単位を24単位修得し，本専攻を修了することが必要です。(複数の専修免許状を取得するためには，それぞれの免許状の種類ごとに24単位を修得することが必要)

各授業科目の専修免許状の対応については、『教育課程及び履修方法 (P.14～)』の科目一覧で確認してください。

# 休学・退学について

## 1 休学

### (1)「休学願」

病気等のやむをえない理由により、引き続き3ヶ月以上修学できない場合は、休学を願い出ることができます。休学を希望する者は、「休学願」に理由と休学期間を書き、ユニット長の承諾を得て、原則として休学開始期間の1ヶ月前までに教務課を通じて学長に許可を願い出てください。休学の理由が病気である場合は、医師の診断書も添付してください。

なお、授業料が納付されていないと、「休学願」は受理されません。休学を願い出の際は、授業料の納付状況を確認してください。

### (2) 休学の期間

休学の期間は、1年以内と定められています。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、引き続き休学することができます。休学の延長を希望するときは、「休学願」を改めて教務課に提出してください。休学の理由が病気である場合は、医師の診断書も添付してください。

休学の期間は、通算して2年を超えることはできません。

休学の期間は、在学期間には含まれません。

## 2 復学

休学期間内に、休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができます。復学を希望するときは、「復学願」に理由と復学予定日を書き、ユニット長の許可を得て、原則として復学予定日の1ヶ月前までに教務課を通じて学長に許可を願い出てください。

## 3 退学

やむをえない理由で退学を希望する場合は、退学を願い出ることができます。退学を希望する者は、「退学願」に理由と退学予定日を書き、ユニット長の承諾を得て、原則として退学予定日の1ヶ月前までに教務課を通じて学長に許可を願い出てください。退学の理由が病気である場合は、医師の診断書も添付してください。

なお、授業料が納付されていないと、「退学願」は受理されません。退学を願い出の際は、授業料の納付状況を確認してください。



## 教育課程及び履修方法

修了要件：

本研究科に2年以上在学し、表1のとおり、修了単位（46単位以上）を修得すること。

ただし、学校における実習（基礎実践）の単位の一部又は全部を免除された場合は、所要単位数から免除された単位数を減じた単位数以上を修得すること。

(表1) 所要単位数

区 分		必要単位数	
専門高度化基盤 科目	教育課程の編成・実施に関する領域	2単位以上選択必修	24単位
	教科の実践的指導に関する領域	2単位以上選択必修	
	生徒指導・教育相談に関する領域	2単位以上選択必修	
	学級経営・学校経営に関する領域	2単位以上選択必修	
	学校教育と教員のあり方に関する領域	2単位以上選択必修	
	学校における実習（基礎実践）	4単位必修	
専門高度化探究 科目	教科探究科目	8単位以上選択必修 (同一の科目群に属する科目を8単位以上修得すること)	8単位
	特別支援・子ども支援科目		
	学校課題解決マネジメント科目		
専門高度化深化 科目	学校における実習（臨床実践）	6単位必修	14単位
	実践的指導力融合科目	8単位必修	
合 計		46単位	

※各区分で開講する授業科目については、(表2) 教育課程を参照すること。

(表2) 教育課程

## 1. 専門高度化基盤科目 (1) (共通5領域科目)

区分	授業科目名	単位	対象年次	専修免許状の対応	備考
教育課程の編成・実施に関する領域	学びの地図と資質・能力	2	1	幼・小・中・高	
	カリキュラムマネジメントと教師の役割	2	1	幼・小・中・高	
	社会に開かれた教育課程と授業開発	2	1	幼・小・中・高	
教科の実践的指導に関する領域	授業設計・教科内容構成論 (基礎)	2	1	小・中・高	
	授業設計・教科内容構成論 (応用)	2	1	小・中・高	
	教育における臨床の学の創造	2	1	幼・小・中・高	
生徒指導・教育相談に関する領域	子どもの生活と行動・実態把握論	2	1	幼・小・中・高	希望免許種によりどちらかを選択
	子どもの生活と行動・実態把握論 (特別支援)	2	1	特支 (5領域)	
	子どもの生活と行動・実態分析論	2	1	幼・小・中・高	希望免許種によりどちらかを選択
	子どもの生活と行動・実態分析論 (特別支援)	2	1	特支 (5領域)	
	特別支援教育と学校・学級経営	2	1	幼・小・中・高	希望免許種によりどちらかを選択
	特別支援教育と学校・学級経営 (特別支援)	2	1	特支 (5領域)	
学級経営・学校経営に関する領域	安心・安全な学級・学校づくり (基礎)	2	1	幼・小・中・高	
	安心・安全な学級・学校づくり (応用)	2	1	幼・小・中・高	
学校教育と教員のあり方に関する領域	地域協働と学校づくり	2	1	幼・小・中・高	
	教師の成長と子どもの発達	2	1	幼・小・中・高	

備考：領域ごとに2単位以上修得すること。

全ての領域で合計20単位以上修得すること。

## 2. 専門高度化基盤科目 (2) (学校における実習 (基礎実践))

区分	授業科目名	単位	対象年次	専修免許状の対応	備考
学校における実習 (基礎実践)	学校課題探究実習Ⅰ	2	1	幼・小・中・高	
	学校課題探究実習Ⅱ	2	1	幼・小・中・高	

備考：4単位修得すること。

## 3. 専門高度化探究科目 (1) 教科探究科目

区分	授業科目名	単位	対象年次	専修免許状の対応	備考
教科探究科目	教育における臨床の知	2	1・2	幼・小・中・高	
	教育実践記録と授業分析論	2	1・2	幼・小・中・高	
	社会変動と学力論	2	1・2	幼・小・中・高	
	クロスカリキュラムの学習と評価	2	1・2	幼・小・中・高	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・国語科)	2	1・2	小・中(国)・高(国)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・国語科)	2	1・2	小・中(国)・高(国)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・社会科)	2	1・2	小・中(社)・高(地・公)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・社会科)	2	1・2	小・中(社)・高(地・公)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・算数、数学科) A	2	1・2	小	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・算数、数学科) B	2	1・2	中(数)・高(数)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・算数、数学科) A	2	1・2	小	
	授業検証と教科内容開発 (応用・算数、数学科) B	2	1・2	中(数)・高(数)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) A	2	1・2	小・中(理)・高(理)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) B	2	1・2	小・中(理)・高(理)	

区分	授業科目名	単位	対象 年次	専修免許状の 対応	備考
教科探究 科目	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) A	2	1・2	小・中(理)・ 高(理)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) B	2	1・2	小・中(理)・ 高(理)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・英語科)	2	1・2	小・中(英)・ 高(英)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・英語科)	2	1・2	小・中(英)・ 高(英)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・技術科)	2	1・2	中(技)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・技術科)	2	1・2	中(技)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・家庭科)	2	1・2	小・中(家)・ 高(家)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・家庭科)	2	1・2	小・中(家)・ 高(家)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・音楽科)	2	1・2	小・中(音)・ 高(音)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・音楽科)	2	1・2	小・中(音)・ 高(音)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・美術科)	2	1・2	小・中(美)・ 高(美)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・美術科)	2	1・2	小・中(美)・ 高(美)	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・保健体育科)	2	1・2	小・中(保体)・ 高(保体)	
	授業検証と教科内容開発 (応用・保健体育科)	2	1・2	小・中(保体)・ 高(保体)	

備考：教科探究プログラムを選択する場合は、教科探究科目の中から8単位以上修得すること。

#### 4. 専門高度化探究科目（2） 特別支援・子ども支援科目

区分	授業科目名	単位	対象年次	専修免許状の対応	備考
特別支援・子ども支援科目	インクルーシブ教育総論	2	1・2	特支（5領域）	
	特別支援教育コーディネーター概論	2	1・2	特支（5領域）	
	支援が必要な子どもと学校教育Ⅰ（知的障害・自閉症スペクトラム障害等）	2	1・2	特支（5領域）	
	支援が必要な子どもと学校教育Ⅱ（感覚障害・運動障害・身体疾患系）	2	1・2	特支（5領域）	
	不登校・学校不適応状況と学校教育	2	1・2	特支（5領域）	
	子どもをめぐる社会的諸問題と福祉	2	1・2	特支（5領域）	
	特別支援教育とICT	2	1・2	特支（5領域）	

備考：特別支援・子ども支援プログラムを選択する場合は、特別支援・子ども支援科目の中から8単位以上修得すること。

#### 5. 専門高度化探究科目（3） 学校課題解決マネジメント科目

区分	授業科目名	単位	対象年次	専修免許状の対応	備考
学校課題解決マネジメント科目	地域協働フィールドワーク論	2	1・2	幼・小・中・高	
	リーガルマインドによる学校づくり	2	1・2	幼・小・中・高	
	学校安全と防災教育	2	1・2	幼・小・中・高	
	情報リテラシーとICT	2	1・2	幼・小・中・高	
	グローバル教育課題の探究	2	1・2	幼・小・中・高	
	幼年期の教育と幼保小連携・接続	2	1・2	幼・小	

備考：学校課題解決マネジメントプログラムを選択する場合は、学校課題解決マネジメント科目の中から8単位以上修得すること。

## 6. 専門高度化深化科目（1）(学校における実習（臨床実践）)

区分	授業科目名	単位	対象年次	専修免許状の対応	備考
学校における実習（臨床実践）	学校課題解決実習	2	1	幼・小・中・高	希望免許種によりどちらかを選択
	学校課題解決実習（特別支援）	2	1	特支（5領域）	
	臨床教育開発実習	4	2	幼・小・中・高	希望免許種によりどちらかを選択
	臨床教育開発実習（特別支援）	4	2	特支（5領域）	

備考：6単位修得すること。

## 7. 専門高度化深化科目（2）(実践的指導力融合科目)

区分	授業科目名	単位	対象年次	専修免許状の対応	備考
実践的指導力融合科目	実態把握と実践適応論	2	1	幼・小・中・高	
	実践適応と評価・分析論	2	1	幼・小・中・高	
	臨床教育総合演習A	2	2	幼・小・中・高	希望免許種によりどちらかを選択
	臨床教育総合演習A（特別支援）	2	2	特支（5領域）	
	臨床教育総合演習B	2	2	幼・小・中・高	希望免許種によりどちらかを選択
	臨床教育総合演習B（特別支援）	2	2	特支（5領域）	

備考：8単位修得すること。

## ●宮城教育大学の校章について



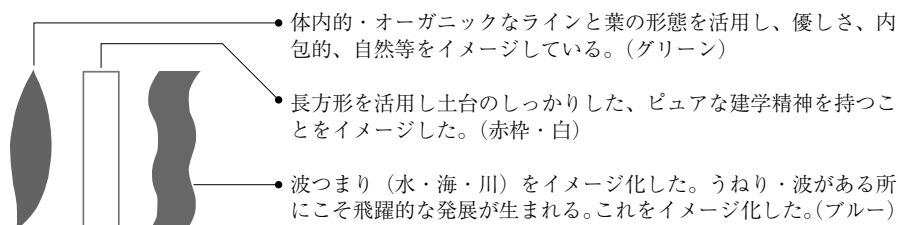
国立大学法人  
宮城教育大学

宮城教育大学の校章について

この校章は、1965年(昭和40)7月7日の運営委員会(当時)で承認されたものを、ほぼ忠実に再現したものです(2005年7月20日教授会承認)。

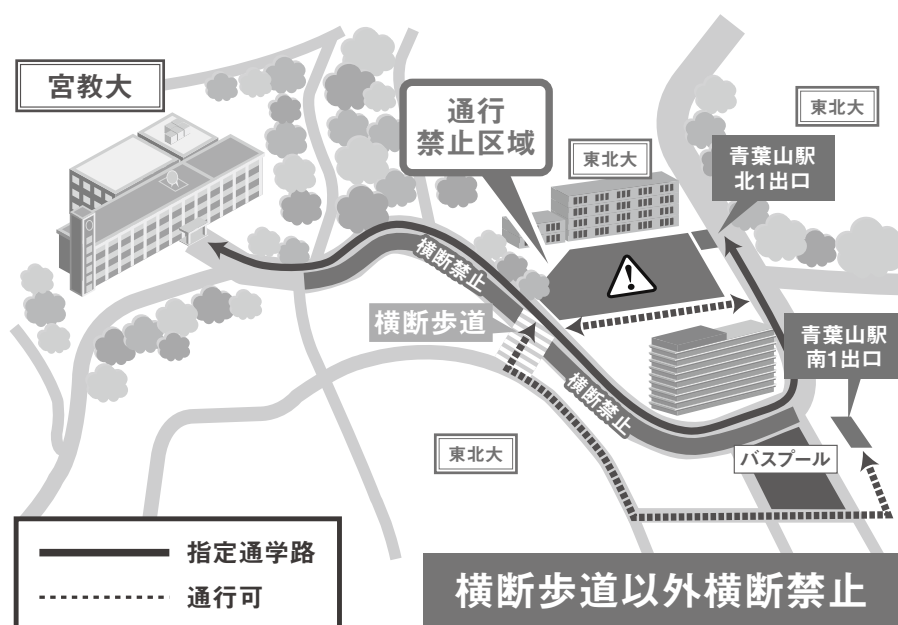
宮城教育大学のシンボルマークについて

1997年(平成9)に、本学の創立30周年を記念し、全国に公募した結果、畠山敏さんのデザインが入賞作として選ばれました。トータルイメージとしては、MIYAGIのMをビジュアル化したもので、製作意図は以下のとおりです。



デザイン 畠山 敏氏

## ●通学路について



大学が示す通学路を通行するようにしてください。カーブで見通しが悪く大変危険なため、横断歩道以外は横断禁止。他大学の敷地を許可なく通行することは、軽犯罪法による処罰を受ける可能性があります。

令和4年度

# 授 業 計 画



## 令和4年度 授業計画（前期）

月	曜日							日	程
	日	月	火	水	木	金	土		
令和4年 (2022) 4月						1	2	◎春季休業	4月1日(金)～8日(金)
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16	◎入学式	4月6日(水)
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30	◎新入生オリエンテーション・ガイダンス	4月6日(水)～8日(金)【予定】
5月	1	2	③	④	⑤	6	7		
	8	9	10	11	12	13	14	◎前期授業	4月11日(月)～8月1日(月)
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28	◎Webによる成績通知及び授業時間割等配布	4月1日(金)～11日(月)
	29	30	31						
6月				1	2	3	4	◎Webによる履修登録期間	
	5	6	7	8	9	10	11		4月15日(金)～21日(木)
	12	13	14	15	16	17	18	◎健康診断による休講	4月25日(月)【予定】
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30			◎履修科目修正手続期間(大学院)(前期・通年科目)	5月6日(金)～5月12日(木)
7月						1	2		
	3	4	5	6	7	8	9	◎スタートアップカリキュラム	
	10	11	12	13	14	15	16		5月6日(金)3・4時限【予定】
	17	⑩	19	20	21	22	23	◎1年次研究計画表提出期限(1年次)	
	24	25	26	27	28	29	30		6月3日(金)
31							◎前期意見交換会	7月29日(金)	
8月		1	2	3	4	5	6		
	7	8	9	10	⑪	12	13	◎オープンキャンパスによる休講	8月上旬【予定】
	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	◎夏季休業	8月2日(火)～9月30日(金)
	28	29	30	31					
9月					1	2	3	◎1年次研究成果中間発表会(1年次)	
	4	5	6	7	8	9	10		9月16日(金)
	11	12	13	14	15	16	17	◎2年次研究成果中間発表会(2年次)	
	18	⑫	20	21	22	⑬	24		9月22日(木)
	25	26	27	28	29	30			
授業 日数		15	15	15	15	15			

## 令和4年度 授業計画（後期）

月	曜日							日 程
	日	月	火	水	木	金	土	
10月							1	◎後期授業 10月3日（月）～12月23日（金） 1月10日（火）～2月7日（火） 2月7日（火）：金曜日授業
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	⑩	11	12	13	14	15	
	16	17	⑮	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
11月			1	2	③	4	5	◎ Web による履修科目追加・取消手続期間（後期科目） 10月7日（金）～10月13日（木）  ◎大学祭に伴う休講 【未定】  ◎創立記念日による休講 10月18日（火）
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	⑬	24	25	26	
	27	28	29	30				
12月					1	2	3	◎冬季休業 12月26日（月）～1月6日（金）
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
令和5年 (2023) 1月	1	2	3	4	5	6	7	◎2年次の学修に関わる説明会 1月6日（金）2時限 ◎大学入学共通テストに伴う休講 1月13日（金）午後 ◎実践研究論文提出期限（2年次） 1月25日（水）
	8	⑨	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					
2月				1	2	3	4	◎2年次研究成果最終報告会 2月3日（金） ◎学年末休業 2月8日（水）～3月31日（金） ◎後期意見交換会 2月8日（水）
	5	6	⑦	8	9	10	⑪	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	⑬	24	25	
	26	27	28					
3月				1	2	3	4	◎1年次研究成果報告会（1年次） 3月3日（金） ◎2年次研究計画表提出期限（1年次） 3月10日（金） ◎学位記授与式 3月24日（金）
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	⑰	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31		
授業 日数		15	15	15	15	15		

注) ○印 2月7日（火）は、金曜日の授業を行う。



令和4年度

# 授業時間割表

○授業内容は次のとおりです。

1 時 限	8 : 50~10 : 20
2 時 限	10 : 30~12 : 00
3 時 限	13 : 00~14 : 30
4 時 限	14 : 40~16 : 10
5 時 限	16 : 20~17 : 50
6 時 限	18 : 00~19 : 30

## 令和4年度 専門職学位課程（教職）

前期	1 時限	2 時限	3 時限
月曜日			<b>安心・安全な学級・学校づくり (基礎)</b>  [303 (5号館3階)・ 201 (6号館2階)] 市瀬、小田、久保、佐々木、 高橋亜、梨本、本図、信太
火曜日	授業検証と教科内容開発 (基礎・算数、数学科) B [232教室] 市川、鎌田、田谷、高瀬、佐藤得	<b>地域協働と学校づくり</b>  [303 (5号館3階)・ 201 (6号館2階)] 梨本、市瀬、小田、佐々木、 本図、信太	<b>教師の成長と子どもの発達</b>  [303 (5号館3階)] 小塩、倉戸、越中、佐々木、田端
	授業検証と教科内容開発 (基礎・美術科) [未定] 村上夕、安彦		
	学校安全と防災教育 [303 (5号館3階)・ 201 (6号館2階)] 小田、梨本、水谷、本図、 信太、佐々木		
水曜日	学校における実習		
木曜日	授業検証と教科内容開発 (基礎・保健体育科) [301 (5号館3階)] 黒川、佐藤節、池田、木下英、 沼倉、佐藤亮	<b>子どもの生活と行動・実態把握論</b> ・ <b>子どもの生活と行動・実態把握論 (特別支援)</b>  [201 (6号館2階)] 佐藤静、久保、熊谷	支援が必要な子どもと学校教育Ⅰ (知的障害・自閉症スペクトラム 障害等) [301 (5号館3階)] 植木田、野崎
金曜日	教育における臨床の知 [303 (5号館3階)] 吉村、金田、越中、澤田	<b>学びの地図と資質・能力</b>  [303 (5号館3階)] 平、金田、信太	実践的指導力融合科目
	子どもをめぐる社会的諸問題と 福祉 [201 (6号館2階)] 三科、松崎、久保、武井		

注) 太字：共通5領域 教科探究 特別支援・子ども支援 学校課題解決マネジメント ※は一部集中

# 大学院) 授業時間割表 (前期)

4時限	5時限	6時限	前期
支援が必要な子どもと学校教育Ⅱ (感覚障害・運動障害・身体疾患系) [301 (5号館3階)] 永井、松崎、寺本	授業検証と教科内容開発 (基礎・算数、数学科) A [224教室] 市川、田谷、鎌田、佐藤得、高瀬	授業検証と教科内容開発 (基礎・音楽科) [430教室] 原田、倉戸、小塩、木下和	月曜日
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) A [541教室] 渡辺、中山、福田、内山、 西山、猿渡、笠井	地域協働フィールドワーク論※ [201 (6号館2階)] 梨本、齊藤、溝田	
	インクルーシブ教育総論 [301 (5号館3階)] 植木田、松崎、永井、寺本		
授業設計・教科内容構成論 (基礎) [303 (5号館3階)] 吉村、仲谷、市川、木下、信太	授業検証と教科内容開発 (基礎・国語科) [国語教育演習室 (3号館3階)] 児玉、遠藤、中地、仲谷	授業検証と教科内容開発 (基礎・技術科) ※ [技術教育実習室1 (1号館4階)] 安藤、水谷	火曜日
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) B [541教室] 渡辺、中山、出口、棟方、小林、 川村、高田、菅原		
	授業検証と教科内容開発 (基礎・英語科) [英語科資料室 (9号館4階)] 鈴木、竹森、高橋潔		
	授業検証と教科内容開発 (基礎・家庭科) [家庭科教育保育実験室 (1号館3階)] 亀井、香曾我部、菅原正、西川		
学校における実習			水曜日
カリキュラムマネジメントと 教師の役割 [303 (5号館3階)] 吉村、本田、澤田	クロスカリキュラムの学習と評価 [302 (5号館3階)] 本田、齊藤、溝田	特別支援教育とICT [301 (5号館3階)] 寺本、永井、松崎、水谷	木曜日
	特別支援教育コーディネーター概論 [201 (6号館2階)] 菅井、植木田、三科、松崎		
実践的指導力融合科目		授業検証と教科内容開発 (基礎・社会科) [303 (5号館3階)] 吉田、西城、田中、堀田、川崎、 石田、山内、松岡	金曜日

# 令和4年度 専門職学位課程 (教職)

後期	1 時限	2 時限	3 時限
月曜日		授業検証と教科内容開発 (応用・美術科) [未定] 村上夕、虎尾、平垣内	<b>安心・安全な学級・学校づくり (応用)</b>  [303 (5号館3階)・ 201 (6号館2階)] 市瀬、佐々木、高橋亜、梨本、 本図、信太
火曜日	授業検証と教科内容開発 (応用・算数、数学科) B [232教室] 市川、鎌田、佐藤得、高瀬、田谷	<b>授業設計・教科内容構成論 (応用)</b>  [303 (5号館3階)] 本田、児玉、市川、鈴木、 丸山、渡辺	<b>子どもの生活と行動・実態分析論 ・ 子どもの生活と行動・実態分析論 (特別支援)</b>  [220教室] 佐藤静、久保、熊谷
	授業検証と教科内容開発 (応用・保健体育科) [541教室] 黒川、佐藤節、池田、木下英、 沼倉、佐藤亮		
水曜日	学校における実習		
木曜日	不登校・学校不適応状況と学校教育 [201 (6号館2階)] 久保、佐藤静	<b>教育における臨床の学の創造</b>  [303 (5号館3階)] 吉村、金田、澤田	<b>特別支援教育と学校・学級経営 ・ 特別支援教育と学校・学級経営 (特別支援)</b>  [201 (6号館2階)] 菅井、三科、武井、野崎
	リーガルマインドによる 学校づくり※ [303 (5号館3階)] 梨本、笹村、本図、信太、佐々木		
		授業検証と教科内容開発 (応用・技術科) ※ [技術教育実習室1 (1号館4階)] 安藤、水谷	
金曜日		<b>教育実践記録と授業分析論</b> [201 (6号館2階)] 吉村、金田、澤田	実践的指導力融合科目

注) 太字：共通5領域      教科探究      特別支援・子ども支援      学校課題解決マネジメント      ※は一部集中

## 大学院) 授業時間割表 (後期)

4時限	5時限	6時限	後期
	授業検証と教科内容開発 (応用・算数、数学科) A [224教室] 市川、田谷、鎌田、佐藤得、高瀬	授業検証と教科内容開発 (応用・音楽科) [430教室] 原田、倉戸、小塩、木下和	月曜日
	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) B [541教室] 渡辺、中山、出口、棟方、小林、 川村、高田、菅原敏	情報リテラシーとICT [231教室] 平、信太、安藤	
	グローカル教育課題の探究 [303 (5号館3階)] 市瀬、高橋亜、田端、佐藤哲、本図		
社会変動と学力論 [302 (5号館3階)] 本田、吉村、宮澤	授業検証と教科内容開発 (応用・国語科) [国語教育演習室 (3号館3階)] 児玉、遠藤、中地、仲谷		火曜日
	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) A [541教室] 渡辺、中山、福田、内山、西山、 猿渡、笠井		
	授業検証と教科内容開発 (応用・英語科) [英語科資料室 (9号館4階)] 鈴木、竹森、高橋潔		
	授業検証と教科内容開発 (応用・家庭科) [家庭科教育保育実験室 (1号館3階)] 亀井、香曾我部、菅原正、西川		
学校における実習			水曜日
社会に開かれた教育課程と授業開発 [303 (5号館3階)] 本田、金田、澤田	幼年期の教育と幼保小連携・接続 [幼児教育共同研究室 (6号館3階)] 佐藤哲、飯島、香曾我部、越中		木曜日
実践的指導力融合科目		授業検証と教科内容開発 (応用・社会科) [303 (5号館3階)] 吉田、西城、田中、堀田、川崎、 石田、山内、松岡	金曜日





令和4年度

# 講義要目

# 令和4年度 講義要目

## 1. 専門高度化基盤科目 (1) (共通5領域科目)

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定	
教育課程の編成・実施に関する領域	111101	学びの地図と資質・能力	平 真木夫 金田 裕子 信太 昭伸	教育課程における評価の健全なPDCAサイクルを確立させるために必要な評価課題の設定について、学習者を実現すべき知識構造や深い学びについておさえつつ、実際にパフォーマンス課題を作成し検証する。	前期 金2	
	111102	カリキュラムマネジメントと教師の役割	吉村 敏之 本田 伊克 澤田 茂実	学習指導におけるPDCAサイクルについて理解し、地域と子どもの教育課題を把握・分析するとともに、その結果に基づいてカリキュラムと授業を計画・実施・検証・改善していくための基礎的な知見を身に付ける。	前期 木4	
	111103	社会に開かれた教育課程と授業開発	本田 伊克 金田 裕子 澤田 茂実	学校と社会との関係がダイナミックに変化する現代日本の教育において、国民や地域社会が求める要求に応答しながら、学校と社会の協働を軸にした教育課程編成と授業開発を行うための知見を身に付ける。	後期 木4	
教科の実践的指導に関する領域	111201	授業設計・教科内容構成論 (基礎)	吉村 敏之 市川 啓 木下 和彦 信太 昭伸 仲谷健太郎	教科の授業展開・指導方法に関する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識との関連性に基づきながら、授業を組織する原理と方法について理論的に考察する力を身に付ける。	前期 火4	
	111202	授業設計・教科内容構成論 (応用)	本田 伊克 児玉 忠 市川 啓 鈴木 渉 丸山千佳子 渡辺 尚	教科の授業展開・指導方法に関する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識との関連性について、具体的な授業実践を把握する活動を通して考察する。考察を通して、教材研究の進め方、授業展開、授業分析の方法等の教科指導力に関する専門性の向上を図る。	後期 火2	
	111203	教育における臨床の学の創造	吉村 敏之 金田 裕子 澤田 茂実	授業における学習の事実への臨床的研究により、児童・生徒の内面世界の理解を深め、教材の魅力を発見し、「深い学び」の実現にむけた指導のあり方を探る。実際の授業の事例を検討しながら、子どもの学習の質、教師の指導のあり方を省察し、改善する臨床の知を求める。	後期 木2	
生徒指導・教育相談に関する領域	111301	子どもの生活と行動・実態把握論	佐藤 静 久保 順也 熊谷 亮	教育相談 (適応支援領域・特別支援教育領域) の観点から、学校現場における配慮や支援を必要とする児童生徒の実態を把握するために、カウンセリングや発達、特別支援教育に関する諸理論に照らしつつ、その実態や意味について理解を深めるとともに、演習を通して教育相談活動の中での実際的な活用方法を学ぶ。	希望免許種により、どちらかを選択	前期 木2
	111302	子どもの生活と行動・実態把握論 (特別支援)	佐藤 静 久保 順也 熊谷 亮	理論に照らしつつ、その実態や意味について理解を深めるとともに、演習を通して教育相談活動の中での実際的な活用方法を学ぶ。		

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定	
生徒指導・教育相談に関する領域	111303	子どもの生活と行動・実態分析論	佐藤 静 久保 順也 熊谷 亮	「子どもの生活と行動・実態把握論」で学修した資料や知識等を土台として、教育相談（適応支援領域・特別支援教育領域）の観点から、配慮や支援を必要とする児童生徒の実態の背景要因やメカニズム等について分析や評価、検討の方法論について理論的に学ぶとともに、演習を通して学校生活全体を通じた指導内容・指導方法と児童生徒の適応との関係や支援方法について、体験的学習を行う。	希望免許種により、どちらかを選択	後期 火3
	111304	子どもの生活と行動・実態分析論（特別支援）	佐藤 静 久保 順也 熊谷 亮			
	111305	特別支援教育と学校・学級経営	菅井 裕行 三科 聡子 武井 眞澄 野崎 義和	配慮を必要とする児童生徒を含めた学級経営や学校運営の状況についての具体的実践例を踏まえて理論的考察を行うとともに、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業展開や生徒指導等についてケーススタディを行う。	希望免許種により、どちらかを選択	後期 木3
	111306	特別支援教育と学校・学級経営（特別支援）	菅井 裕行 三科 聡子 武井 眞澄 野崎 義和			
学級経営・学校経営に関する領域	111401	安心・安全な学級・学校づくり（基礎）	市瀬 智紀 小田 隆史 久保 順也 佐々木孝徳 高橋亜紀子 梨本雄太郎 本図 愛実 信太 昭伸	学年・学校経営の基礎的事項及び技術について事例とともに学ぶ。望ましい集団づくり、いじめ未然防止と対応、外国籍の児童生徒を含む、インクルーシブな学級づくり、不登校への対応、安全の確保、危機管理について考察する。	前期 月3	
	111402	安心・安全な学級・学校づくり（応用）	市瀬 智紀 佐々木孝徳 高橋亜紀子 梨本雄太郎 本図 愛実 信太 昭伸	学力と評価に関わる歴史や政策ならびに国際的な教育課題解決に関わる動向を基に、学校マネジメントの現状と課題を考察し、見えない貧困を視野に、全ての子どもの学力向上を導く学校ブランドデザインを作成する。	後期 月3	
学校教育と教員のあり方に関する領域	111501	地域協働と学校づくり	梨本雄太郎 市瀬 智紀 小田 隆史 佐々木孝徳 本図 愛実 信太 昭伸	組織マネジメントとカリキュラム・マネジメントを土台とし、地域教育資源の活用について、その多元性、多様性を事例とともに考察し、地域協働による学校づくりの在り方について検討する。防災、歴史、地理、生物、福祉、国際関係、食文化などを取り上げる。これらを基に、授業改善による教員の資質向上を可能にする、各校の地域協働学校プランを作成する。	前期 火2	
	111502	教師の成長と子どもの発達	小塩さとみ 倉戸 テル 越中 康治 佐々木孝徳 田端 健人	教師の成長との関連で子どもの発達について学ぶとともに、子どもの認知・非認知スキルを育成する主体的・対話的な学びのあり方を、演習・事例検討を通して発達段階ごとに考える。	前期 火3	

## 2. 専門高度化基盤科目（2）(学校における実習（基礎実践）)

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定
学校における実習 (基礎実践)	111601	学校課題探究実習 Ⅰ	全教員	院生が、各自、自分のテーマに関わる教科単位についての教材、指導、子どもの実態について把握し、自らの学習指導計画を立てる基礎をつくる。附属学校園や実習拠点校を活用し、授業参観等により、院生各自の研究テーマに即して、各校種・教科・領域および単元における学習指導の課題と子どもの実態を把握する。	前期 水
	111602	学校課題探究実習 Ⅱ	全教員	自らの授業実践の結果を省察し、授業、学級経営、子ども支援をどのように立案・実施すべきか、自己の教育課題を見出す。学校課題実践研究Ⅰでの学修成果をもとに、各院生の研究テーマに関わる教科・領域等について一つの単元全体・各時の学習指導計画を立て、授業実践を行う。	前期 水

### 3. 専門高度化探究科目（1） 教科探究科目

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定
教科探究科目	112101	教育における臨床の知	吉村 敏之 金田 裕子 越中 康治 澤田 茂実	本学で40年以上にわたって脈々と蓄積されてきた「教育における臨床の学」の財産をいかし、子どもの学習の道筋に即して学問・芸術の魅力を味わわせる教科指導のあり方をさぐる。	前期 金1
	112102	教育実践記録と授業分析論	吉村 敏之 金田 裕子 澤田 茂実	本学に蓄積されている教育実践アーカイブを活用し、授業の文書記録と映像記録をもとに、記録に現れた授業に関する典型的な課題を見出す。自身の授業実践の経験を省察する方法論、自身の授業実践の事実と事実から得た知見をエピソード記述として描く方法論を身に付ける。	後期 金2
	112103	社会変動と学力論	本田 伊克 吉村 敏之 宮澤 孝子	変動の激しい現代日本の社会において、学校教育に求められる課題の変遷と現状について把握するとともに、こうした学校に要請される社会的課題が、学校で育てるべき「学力」の特徴と方向性等について持っている意味について、教育学的に構想するために必要な知見を学ぶ。	後期 火4
	112104	クロスカリキュラムの学習と評価	本田 伊克 齊藤千映美 溝田 浩二	クロスカリキュラム（教科横断）型学習は、教科学習をこれからの時代に求められる資質・能力の育成に結びつけるための、鍵となる重要な手法である。この授業では、教科横断型学習の意義、課題設定・教材開発・授業づくりという一連の流れを、地域の自然環境と循環共生社会に関わる題材を取り上げて学ぶ。	前期 木5
	112105	授業検証と教科内容開発（基礎・国語科）	児玉 忠 遠藤 仁 中地 文 仲谷健太郎	国語科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、国語科の教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識とを、教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について理論的に考察する力を身に付ける。	前期 火5
	112106	授業検証と教科内容開発（応用・国語科）	児玉 忠 遠藤 仁 中地 文 仲谷健太郎	国語科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、国語科の教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識とをふまえ、教材として実際的かつ具体的に構成していくことを通して、教科指導力に関する専門性の向上を図る。	後期 火5
	112107	授業検証と教科内容開発（基礎・社会科）	吉田 剛 西城 潔 田中 良英 堀田 幸義 川崎 惣一 石田 雅樹 山内 明美 松岡 尚敏	社会科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について理論的に考察する力を身につける。	前期 金6
	112108	授業検証と教科内容開発（応用・社会科）	吉田 剛 西城 潔 田中 良英 堀田 幸義 川崎 惣一 石田 雅樹 山内 明美 松岡 尚敏	社会科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と関連させながら、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際的かつ具体的に構成していくことのできる力を身につけることによって、教科指導力に関する専門性の向上を図る。	後期 金6

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定
教科探究科目	112109	授業検証と教科内容開発(基礎・算数、数学科) A	市川 啓 田谷 久雄 鎌田 博行 佐藤 得志 高瀬 幸一	算数・数学科に関する教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際のかつ具体的に構成していく活動との関連性について理論的に考察する力を身に付け、学校現場において算数・数学の授業改善をするための基礎的な資質・能力を育成する。	前期 月5
	112110	授業検証と教科内容開発(基礎・算数、数学科) B	市川 啓 鎌田 博行 田谷 久雄 高瀬 幸一 佐藤 得志	数学科に関する学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を、教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について考察する力を身に付け、学校現場において数学の授業改善をするための基礎的な資質・能力を育成する。	前期 火1
	112111	授業検証と教科内容開発(応用・算数、数学科) A	市川 啓 田谷 久雄 鎌田 博行 佐藤 得志 高瀬 幸一	算数科・数学科に関する学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を、教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について考察する力を身に付け、学校現場において数学の授業改善をするための基礎的な資質・能力を育成する。	後期 月5
	112112	授業検証と教科内容開発(応用・算数、数学科) B	市川 啓 鎌田 博行 佐藤 得志 高瀬 幸一 田谷 久雄	数学科に関する学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を、教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について考察する力を身に付け、学校現場において数学の授業改善をするための基礎的な資質・能力を育成する。	後期 火1
	112113	授業検証と教科内容開発(基礎・理科) A	渡辺 尚 中山 慎也 福田 善之 内山 哲治 西山 正吾 猿渡 英之 笠井香代子	理科の基本的な概念のうち「エネルギー」と「粒子」に関して、学習指導要領や教科書で扱われている内容の背景となる学問体系の基礎を学ぶとともに、学界における新しい考え方などについて議論する。また、授業の設計・検証を行う力を身につける。	前期 月5
	112114	授業検証と教科内容開発(基礎・理科) B	渡辺 尚 中山 慎也 出口 竜作 棟方 有宗 小林 恭士 川村 寿郎 高田 淑子 菅原 敏	理科の基本的な概念のうち「生命」と「地球」に関して、学習指導要領や教科書で扱われている内容の背景となる学問体系の基礎を学ぶとともに、学界における新しい考え方などについて議論する。また、授業の設計・検証を行う力を身につける。	前期 火5
	112115	授業検証と教科内容開発(応用・理科) A	渡辺 尚 中山 慎也 福田 善之 内山 哲治 西山 正吾 猿渡 英之 笠井香代子	理科の基本的な概念のうち「エネルギー」と「粒子」に関して、学習指導要領や教科書で扱われている観察や実験を円滑に実施するための技能、ならびに結果を分析・解釈する力を身につける。また、探究的な学びにつながる新しい教材・教具の開発や改良に取り組む。	後期 火5

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定
教科探究科目	112116	授業検証と教科内容開発（応用・理科）B	渡辺 尚 中山 慎也 出口 竜作 棟方 有宗 小林 恭士 川村 寿郎 高田 淑子 菅原 敏	理科の基本的な概念のうち「生命」と「地球」に関して、学習指導要領や教科書で扱われている観察や実験を円滑に実施するための技能、ならびに結果を分析・解釈する力を身につける。また、探究的な学びにつながる新しい教材・教具の開発や改良に取り組む。	後期 月5
	112117	授業検証と教科内容開発（基礎・英語科）	鈴木 涉 竹森 徹士 高橋 潔	英語科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際のかつ具体的に構成していく活動との関連性について理論的に考察する力を身につける。	前期 火5
	112118	授業検証と教科内容開発（応用・英語科）	鈴木 涉 竹森 徹士 高橋 潔	小・中・高等学校外国語科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と関連させながら、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際のかつ具体的に構成していくことのできる力を身につけることによって、教科指導力に関する専門性の向上を図る。	後期 火5
	112119	授業検証と教科内容開発（基礎・技術科）	安藤 明伸 水谷 好成	技術科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際のかつ具体的に構成していく活動との関連性について理論的に考察する力を身につける。	前期 火6 一部集中
	112120	授業検証と教科内容開発（応用・技術科）	安藤 明伸 水谷 好成	技術科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と関連させながら、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際のかつ具体的に構成していくことのできる力を身につけることによって、教科指導力に関する専門性の向上を図る。	後期 木1 一部集中
	112121	授業検証と教科内容開発（基礎・家庭科）	亀井 文 香曾我部琢 菅原 正則 西川 重和	本科目では、小・中・高等学校の家庭科学習指導要領において示されている各内容・科目における教科内容の現状と課題に関する知識を習得した上で、これから求められる教材を構成する力と自らの授業実践を理論的に考察する力を育成することを目的とする。具体的には、各領域の専門知識を基にした教材開発を行い、模擬的な授業を通じてその実際の指導も含めて検証を行うことで、理論的な考察力の向上を目指す。	前期 火5
	112122	授業検証と教科内容開発（応用・家庭科）	亀井 文 香曾我部琢 菅原 正則 西川 重和	本科目では、学習指導要領に示された生活産業の各領域において、国際的な動向や他教科、地域資源を活用した教材の開発とその検証を行う過程で、その開発した教材に関する教科指導力の育成と、他教科・他科目との領域融合や地域の教育資源活用などの横断的な学習活動を構成する力の育成を目的とする。具体的には、各科目の専門知識を基にした教材開発を行い、実際の授業とその分析を行うことで教科指導力の向上を目指す。	後期 火5



区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定
教科探究科目	112123	授業検証と教科内容開発(基礎・音楽科)	原田 博之 倉戸 テル 小塩さとみ 木下 和彦	音楽科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と関連させながら、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として、実際的かつ具体的に構成していくことのできる力を身につけることによって、教科指導力に関する専門性の向上を図る。	前期 月6
	112124	授業検証と教科内容開発(応用・音楽科)	原田 博之 倉戸 テル 小塩さとみ 木下 和彦	音楽科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について理論的に考察する力を身につける。	後期 月6
	112125	授業検証と教科内容開発(基礎・美術科)	村上タカシ 安彦 文平	美術科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について理論的に考察する力を身につける。	前期 火1
	112126	授業検証と教科内容開発(応用・美術科)	村上タカシ 虎尾 裕 平坦内 清	美術科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と関連させながら、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際的かつ具体的に構成していくことのできる力を身につけることによって、教科指導力に関する専門性の向上を図る。	後期 月2
	112127	授業検証と教科内容開発(基礎・保健体育科)	黒川 修行 佐藤 節子 池田 晃一 木下 英俊 沼倉 学 佐藤 亮平	体育科・保健体育科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際的かつ具体的に構成していく活動との関連性について、理論的に考察する力を身につける。	前期 木1
	112128	授業検証と教科内容開発(応用・保健体育科)	黒川 修行 佐藤 節子 池田 晃一 木下 英俊 沼倉 学 佐藤 亮平	体育科・保健体育科に焦点を当て、教科の学習成果を検証・評価する学術的な専門知識と関連させながら、当該教科内容の背景となる学問に関する学術的な専門知識を教材として実際的かつ具体的に構成していくことのできる力を身につけることによって、教科指導力に関する専門性の向上を図る。	後期 火1

#### 4. 専門高度化探究科目（2） 特別支援・子ども支援科目

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定
特別支援・子ども支援科目	112201	インクルーシブ教育総論	植木田 潤 松崎 丈 永井 伸幸 寺本 淳志	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という、現在の日本における教育とめざすべき社会の実現のための、教育現場の具体的な取り組みについての理解と実践力を身につける。	前期 月5
	112202	特別支援教育コーディネーター概論	菅井 裕行 植木田 潤 三科 聡子 松崎 丈	小学校や中学校、高等学校ならびに特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの役割、その活動に必要なとされる資質・能力の基礎を身につけるための研修、実践のあり方についての理解を促す。受講者の現任教等の実際の事例を検討するとともに、各種資料も含めたさまざまなケースを取り上げ、コーディネーター業務に直結する具体的・実際的内容の理解を深める。	前期 木5
	112203	支援が必要な子どもと学校教育Ⅰ（知的障害・自閉症スペクトラム障害等）	植木田 潤 野崎 義和	小学校や中学校、高等学校ならびに特別支援学校における知的障害・自閉症スペクトラム障害等の発達障害のある児童生徒を指導・支援するための基盤となる資質・能力を高める。受講者の現任教や実習等の事例を基に検討するとともに、実態把握から具体的な指導・支援へとつなげる実践力を身につける。	前期 木3
	112204	支援が必要な子どもと学校教育Ⅱ（感覚障害・運動障害・身体疾患系）	永井 伸幸 松崎 丈 寺本 淳志	小学校・中学校・高等学校等の通常学級・特別支援学級・通級指導教室、特別支援学校における視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由・病弱等のある児童生徒への教育的支援と、各学校等における取り組みの在り方について、具体的実践例を踏まえて理論的考察を行うとともに、教材作成・教材活用についてのケーススタディを行う。	前期 月4
	112205	不登校・学校不応状況と学校教育	久保 順也 佐藤 静	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における不登校・学校不応状況についての具体的実践例を踏まえて理論的考察を行うとともに、各種専門機関との連携・協働等についてのケーススタディを行う。	後期 木1
	112206	子どもをめぐる社会的諸問題と福祉	三科 聡子 松崎 丈 久保 順也 武井 眞澄	学校内に限定することなく、家庭や地域さらには広く社会において子どもたちが直面している社会的諸問題の実態を分析するとともに、各種専門機関の役割と福祉的施策を含めた対応等についてのケーススタディを行う。	前期 金1
	112207	特別支援教育とICT	寺本 淳志 永井 伸幸 松崎 丈 水谷 好成	配慮を必要とする児童生徒に対する指導・支援における各種ICTの活用状況についての具体的実践例を踏まえて理論的考察を行うとともに、ICT機器の実践的活用、アプリケーション等の教材作成と、それを用いた教材活用法についてのケーススタディを行う。	前期 木6

## 5. 専門高度化探究科目（3） 学校課題解決マネジメント科目

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定
学校課題解決マネジメント科目	112301	地域協働フィールドワーク論	梨本雄太郎 齊藤千映美 溝田 浩二	社会教育活動・自然体験活動・地域活動など、多様な活動の観察や専門機関・関係者の聞き取り調査を含めたフィールドワークを核に授業を展開する。地域と学校のネットワークを通しての人間形成を担い、教師として「社会に開かれた教育課程」を実現できる力の育成をめざす。	前期 月6 一部集中
	112302	リーガルマインドによる学校づくり	梨本雄太郎 笹村 恵司 佐々木孝徳 本図 愛実 信太 昭伸	教育法の体系の下に学校教育活動がどのように展開されるべきか、教員の職務や服務、学校事故等への対応、コンプライアンス等のテーマについて判例となった事例の分析も交え、具体的な事例を用いながら検討する。いじめ防止対策推進法についても詳解を図る。リーガルマインドに基づく学級・学校づくりを各学校においてどのように実現していくか課題の克服について討議する。	後期 木1 一部集中
	112303	学校安全と防災教育	小田 隆史 梨本雄太郎 水谷 好成 本図 愛実 佐々木孝徳 信太 昭伸	地域の災害履歴の調査や避難訓練の参与観察などを通じて、学校と地域の防災のあり方について省察し、地域防災や安全管理の先進事例や専門機関の取組から、学校安全マニュアル等を見直し、P D C Aに基づく学校と地域が協働する学校防災について考察するとともに、教員の防災の指導力と専門性向上に向けた知識・技能等について検討する。	前期 火1
	112304	情報リテラシーとICT	平 真木夫 信太 昭伸 安藤 明伸	情報化が進展している今日的な社会状況の中で、自らの目的にふさわしい情報を適切に選択し、発信できる力を子どもに育成するとともに、ICTを効果的に活用してカリキュラム、授業実践、学校運営等を効率的に行っていくことのできる知見と方法を学ぶ。	後期 月6
	112305	グローバル教育課題の探究	市瀬 智紀 高橋亜紀子 田端 健人 佐藤 哲也 本図 愛実	SDGsなど国際社会全体の持続可能な到達目標を見据え、日本の学校教育を検討する。公正の普遍的価値を理解し、インクルーシブ教育、グローバルシチズンシップ、外国籍の児童生徒を含む指導、資質能力の理解、オルタナティブ教育、社会的経済的階層、幼年期の教育方法の多様性と可能性といった視点などを踏まえ、フィールドワークを行い、批判的検討を加え、課題解決の方策を検討する。	前期 月4
	112306	幼年期の教育と幼保小連携・接続	佐藤 哲也 飯島 典子 香曾我部琢 越中 康治	就学前教育・保育（保育所、幼稚園、認定こども園）と小学校教育との連携と接続に関して理論と実践の双方から検討する。歴史的・社会的背景、国や都道府県・市町村の取り組み、学校園におけるアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの策定、実践展開と評価、今後の課題について多角的に考察を進めていく。	後期 木5

## 6. 専門高度化深化科目（1）(学校における実習（臨床実践）)

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定	
学校における実習 (臨床実践)	113101	学校課題解決実習	全教員	自ら立案・実施した学習指導等の成果を分析し、各自の取り組む課題を明確にする。学校教育創造・研修校において優れた授業実践に学び、学校・地域の課題も視野に入れつつ、自らの実践の課題について省察する。	希望免許種により、どちらかを選択	後期水
	113102	学校課題解決実習 (特別支援)	全教員	自ら立案・実施した教育実践の成果を分析し、各自の取り組む課題を明確にする。学校教育創造・研修校において優れた授業実践に学び、学校・地域の課題も視野に入れつつ、自らの実践の課題について省察する。		
	113103	臨床教育開発実習	全教員	自ら立案・実施した教育実践の分析を通して得られた知見と課題に基づき、学校・地域の教育課題を視野に入れた教育実践をデザインし、指導力を深化させる。臨床教育総合演習A・Bと連動しながら、大学と学校教育創造・研修校及び勤務校を往還することで、教科専門、教科教育専門、教職専門、実務家教員のチーム・ティーチングを通じた学修により、学校・地域の「臨床」に即した実践と研究を進める。	希望免許種により、どちらかを選択	通年
	113104	臨床教育開発実習 (特別支援)	全教員	自ら立案・実施した教育実践の分析を通して得られた知見と課題に基づき、学校・地域の教育課題を視野に入れた教育実践をデザインし、指導・支援力を深化させる。臨床教育総合演習A・Bと連動しながら、大学と学校教育創造・研修校及び勤務校を往還し、各領域の特別支援領域教員のチーム・ティーチングを通じた学修により、学校・地域の「臨床」に即した実践と研究を進める。		

## 7. 専門高度化深化科目（2）(実践的指導力融合科目)

区分	授業コード	授業科目名	担当教員	授業概要	出講予定	
実践的指導力融合科目	113201	実態把握と実践適応論	全教員	各種の学校課題の解決との関連に配慮しつつ、必要な理論的知見を獲得しながら、自己の研究テーマに即した課題について「把握」を行う。そして、課題の把握を通じて得た知見・方法の実践への「適応」を行うための準備を行う。教育科学専門領域、教科教育専門領域、教科専門領域、特別支援教育専門領域および実務家教員の指導のもとに以上の過程について総合的に考察を行い、「実践適応と評価・分析論」での学修に結びつけていく。	前期金 3～5	
	113202	実践適応と評価・分析論	全教員	自己の研究テーマに即した把握および適用（実践）の一連のプロセスを発展させ、中間的な成果と課題について、教育科学専門領域、教科教育領域、教科専門領域、特別支援教育専門領域および実務家教員の知見を踏まえて評価、分析し、その成果を1年次最終報告としての実践研究論文にまとめる。	後期金 3～5	
	113203	臨床教育総合演習A	全教員	自己の研究テーマに関する教育課題の把握および適応（実践）、評価および分析をより深め、明らかになった成果と課題について、教育科学専門領域、教科教育領域、教科専門領域、特別支援教育専門領域および実務家教員の知見を踏まえて総合的に考察を行い、取り組みの改善に向けた見通しをもち、その成果を2年次中間報告としての実践研究論文にまとめる。	希望免許種により、どちらかを選択	前期金 3～5
	113204	臨床教育総合演習A（特別支援）	全教員			
	113205	臨床教育総合演習B	全教員	把握－適応（実践）－評価－分析の一連のプロセスを総括し、その延長線上に、各種の学校課題の解決に向けた新たな試みとして教育課程・指導支援計画等の「開発」の活動を行い、その成果を最終的な実践研究論文としてまとめる。	希望免許種により、どちらかを選択	後期金 3～5
	113206	臨床教育総合演習B（特別支援）	全教員			

# 教 員 一 覽

# 教員一覧

研究科長 松岡尚敏

専攻長 本田伊克

## 教育担当教員（専任教員）

	氏名	主に担当するプログラム	電話番号	研究室の場所
教授	内山哲治	教科探究	214-3410	10号館1階
教授	黒川修行	教科探究	214-3459	5号館4階
教授	齊藤千映美	教科探究	214-3534	10号館1階
教授	鈴木 渉	教科探究	214-3490	9号館4階
教授	平 真木夫	教科探究	214-3523	5号館2階
教授	出口竜作	教科探究	214-3413	10号館2階
教授	堀田幸義	教科探究	214-3396	3号館4階
教授	本田伊克	教科探究	214-3520	5号館2階
教授	水谷好成	教科探究	214-3468	1号館3階
教授	吉田 剛	教科探究	214-3395	5号館3階
教授	吉村敏之	教科探究	214-3216	5号館3階
教授	渡辺 尚	教科探究	214-3423	1号館2階
准教授	市川 啓	教科探究	214-3403	9号館3階
准教授	越中康治	教科探究	214-3519	5号館2階
准教授	金田裕子	教科探究	214-3215	5号館3階
准教授	木下和彦	教科探究	214-3530	5号館2階
准教授	香曾我部 琢	教科探究	214-3484	1号館3階
准教授	澤田茂実	教科探究	214-3603	5号館3階
准教授	仲谷健太郎	教科探究	214-3374	3号館3階
特任教授	丸山千佳子	教科探究	214-3217	5号館3階
教授	植木田 潤	特別支援・子ども支援	214-3508	3号館2階
教授	久保順也	特別支援・子ども支援	214-3525	5号館2階
教授	菅井裕行	特別支援・子ども支援	214-3503	3号館1階

准教授	熊谷 亮	特別支援・子ども支援	214-3524	5号館2階
准教授	永井 伸幸	特別支援・子ども支援	214-3505	3号館1階
特任教授	佐藤 静	特別支援・子ども支援	214-3435	5号館3階
教授	田端 健人	学校課題解決マネジメント	214-3522	5号館2階
教授	梨本 雄太郎	学校課題解決マネジメント	214-3715	5号館2階
教授	本 関 愛実	学校課題解決マネジメント	214-3822	5号館2階
准教授	小田 隆史	学校課題解決マネジメント	214-3664	防災教育研修機構棟2階
准教授	佐々木 孝徳	学校課題解決マネジメント	214-3606	5号館3階
准教授	信太 昭伸	学校課題解決マネジメント	214-3518	5号館3階
准教授	宮澤 孝子	学校課題解決マネジメント	214-3531	5号館3階
特任教授	岩田 光世	学校課題解決マネジメント	214-3532	5号館3階
特任教授	猪股 亮文	学校課題解決マネジメント	214-3545	5号館3階

### 授業担当兼担教員

	氏名	専門分野	電話番号	研究室の場所
教授	安藤 明伸	技術科教育学	214-3467	1号館3階
教授	池田 晃一	スポーツバイオメカニクス サッカーコーチング論	214-3457	5号館4階
教授	石田 雅樹	政治学	214-3656	3号館4階
教授	市瀬 智紀	国際教育	214-3381	6号館4階
教授	遠藤 仁	国語学	214-3377	3号館3階
教授	小塩 さとみ	音楽学	214-3441	音楽棟2階
教授	笠井 香代子	化学	214-3429	1号館1階
教授	鎌田 博行	幾何学	214-3491	9号館4階
教授	亀井 文	食物学	214-3485	1号館3階
教授	川崎 惣一	哲学	214-3392	3号館4階
教授	川村 寿郎	地学	214-3419	1号館2階
教授	木下 英俊	スポーツ運動学 器械運動方法論	214-3464	5号館4階
教授	倉戸 テル	器楽 (ピアノ)	214-3513	音楽棟2階
教授	児玉 忠	国語科教育学	214-3376	3号館3階



教 授	西 城 潔	地 理 学	214-3385	3号館 4階
教 授	佐 藤 節 子	体育学・舞蹈学	214-3463	5号館 4階
教 授	佐 藤 哲 也	幼 児 教 育 学	214-3512	6号館 3階
教 授	猿 渡 英 之	化 学	214-3470	1号館 1階
教 授	菅 原 敏	地 学	214-3466	1号館 2階
教 授	菅 原 正 則	住 居 学	214-3483	1号館 3階
教 授	高 田 淑 子	地 学	214-3415	1号館 2階
教 授	高 橋 亜 紀 子	国 際 教 育	214-3371	6号館 4階
教 授	竹 森 徹 士	英 文 学	214-3496	9号館 5階
教 授	田 中 良 英	歴史学 (西洋史)	214-3384	3号館 4階
教 授	田 谷 久 雄	代 数 学	214-3398	9号館 3階
教 授	虎 尾 裕	彫 塑	214-3446	8号館 1階
教 授	中 地 文	国文学 (児童文学)	214-3379	3号館 3階
教 授	西 川 重 和	被 服 学	214-3481	1号館 3階
教 授	原 田 博 之	声 楽 ・ 音 楽 科 教 育 学	214-3436	音 楽 棟 2 階
教 授	平 垣 内 清	絵 画	214-3448	美 術 棟 1 階
教 授	福 田 善 之	物 理 学	214-3411	1号館 1階
教 授	松 岡 尚 敏	社 会 科 教 育 学	214-3394	3号館 4階
教 授	松 崎 丈	聴 覚 障 害 学	214-3501 (FAX)	3号館 1階
教 授	溝 田 浩 二	環 境 教 育	214-3515	10号館 2階
准 教 授	安 彦 文 平	絵 画	214-3450	美 術 棟 1 階
准 教 授	飯 島 典 子	保 育 内 容 学	214-3511	6号館 3階
准 教 授	小 林 恭 士	生 物 学	214-3425	1号館 2階
准 教 授	佐 藤 得 志	解 析 学	214-3406	9号館 3階
准 教 授	寺 本 淳 志	病 弱 運 動 障 害 学	214-3506	3号館 2階
准 教 授	中 山 慎 也	理 科 教 育 学	214-3420	1号館 2階
准 教 授	西 山 正 吾	物 理 学	214-3422	1号館 1階
准 教 授	野 崎 義 和	発 達 障 害 学	214-3500	3号館 2階
准 教 授	三 科 聡 子	視 覚 障 害 学	214-3502	3号館 1階
准 教 授	棟 方 有 宗	生 物 学	214-3414	10号館 2階

准教授	村上 タカシ	美術科教育学	214-3437	4号館1階
准教授	リス イドリアン ポール	英語コミュニケーション	214-3494	9号館5階
准教授	山内 明美	社会学	214-3390	3号館4階
講師	佐藤 亮平	体育科教育学・体育方法	214-3460	5号館4階
講師	沼倉 学	体育科教育学	214-3462	5号館4階
特任教授	高瀬 幸一	代数学	214-3404	9号館4階
特任教授	高橋 潔	英語学	214-3495	9号館5階
特任准教授	武井 真澄	視覚障害学	214-3509	3号館1階



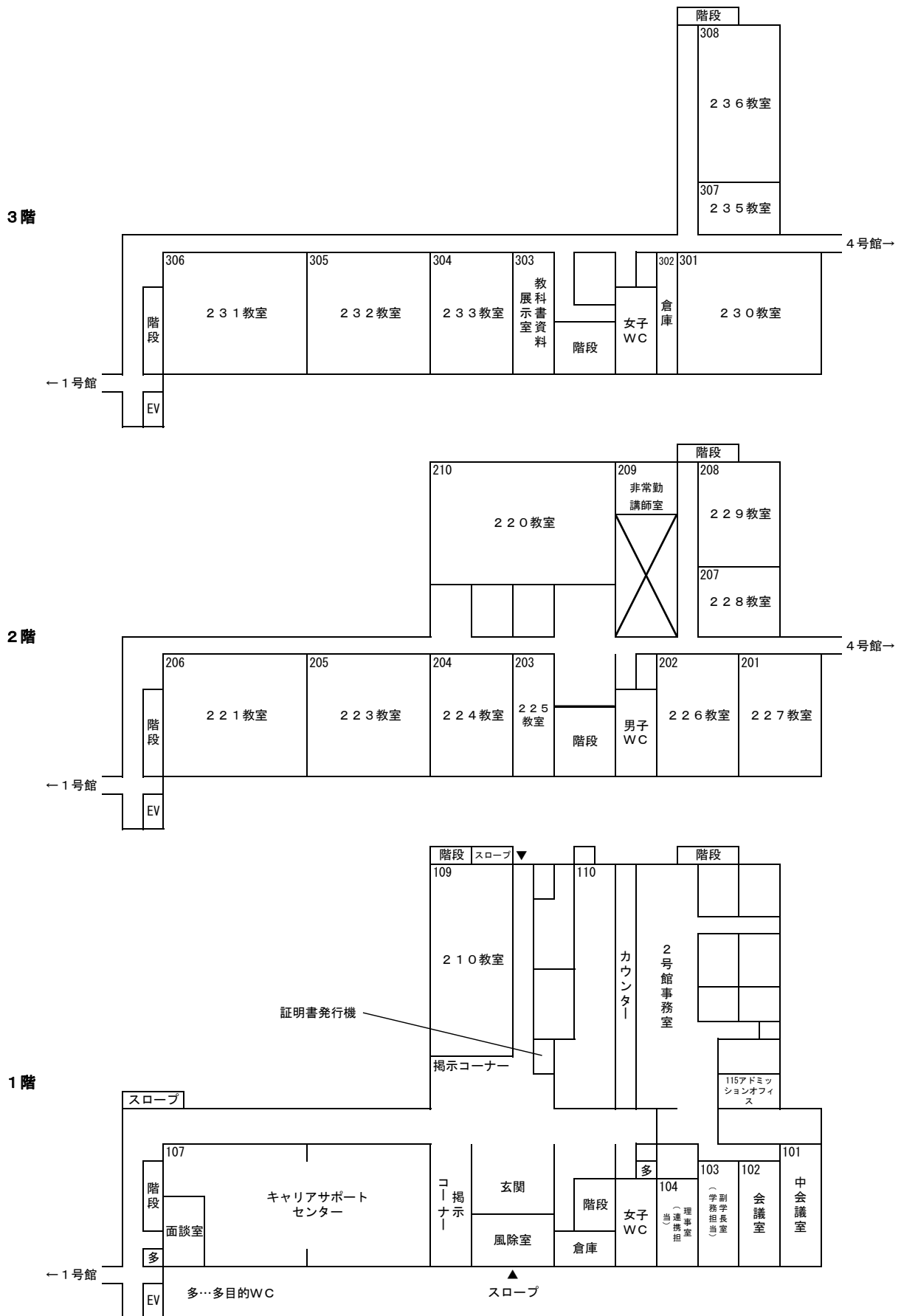
# 施設配置図

# 1号館

※各研究室名の上に記載のナンバーは研究室のみの通し番号であり、部屋番号とは異なる。

屋上：天体観測室																			
4階	419	408	407	406	405	404	403	402	401										
	家庭科教育 食物実習室	家庭科 教育 実験 準備室	家庭科教育 実験室	流し台 共有 スペース	階段	技術教育 機械工学 実験室	技術教育 実験室 2	女子 WC 掃除 用具 庫	ものづくり フッラボ	技術教育 実習室 2	技術教育 実習室 1	2号館4階→							
	418	417	416	415	414	413	412	411	410	409									
	家庭科 教育 食物 実習 準備室	家庭科教育 被服実習 準備室	家庭科 教育 被服 実習 準備室	家庭科 教育 住居 実験 準備室	家庭科教育 住居実験室	生活系 共用室 2	生活系 共用室 1	技術教育 実験室 4	技術教育 実験室 3	技術教育 栽培実験室									
3階	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301								
	家庭科 教育 測定室 2	家庭科 教育 測定室 1	家庭科教育実習室	家庭科 教育 実習 準備室	学生 共同 利用室	階段	家庭科 教育 保育実験 準備室	家庭科教育 保育実験室	乳 幼児 便所 男子 WC 掃除 用具 庫	学生 共同 利用室	技術教育 実験室 1	技術教育 電気工学 準備室	技術教育 電気工学実験室						
	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	
	理科教育 実験室 5	理科 教育 実験室 4	理科 教育 実験室 3	理科教育 実験室 2	理科 教育 実験室 1	共有ス ペース 流し台	1311 亀井 研究室	1310 家庭科共 用室	139 西川 研究室	138 菅原 (正) 研究室	137 香曾我部 研究室		135 安藤 研究室		133 板垣 研究室	132 水谷 研究室		技術教育 共通 実験室	
2階	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	
	理科教育 地学実験室 3	理科教育 地学実験室 2	理科教育 地学実験室 1	共有ス ペース	階段	恒温実験室	低温実験室	男子 WC 掃除 用具 庫	女子 WC	共同利用スペース									
	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208									
	理科教育 地学実験室 5	理科教育 地学実験室 4	127 高田 研究室	126 川村 特任 教授室	125 菅原 (敏) 研究室	124 理科共通 研究室	123 中山 研究室	122 渡辺 研究室	121 小林 研究室	理科教育 生物学実験室									
1階	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90
	理科教育 化学 実験室 4	理科教育 化学 実験室 3	理科教育 化学実験室 2	理科教育 化学実験室 1	流し台 共有ス ペース	階段	理科暗室	理科教育 物理学実験室 1	女子 WC	男子 WC	多目 的 便所	掃除 用具 庫	共同利用スペース						
	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109									
	理科教育 化学 実験室 7	理科教育 化学 実験室 6	理科教育 化学実験室 5	理科教育 化学共通 実験室	114 笠井 研究室	113 猿渡 研究室	112 西山 研究室	111 福田 研究室	理科教育 物理学実験室 2	電気室									

## 2号館



### 3号館

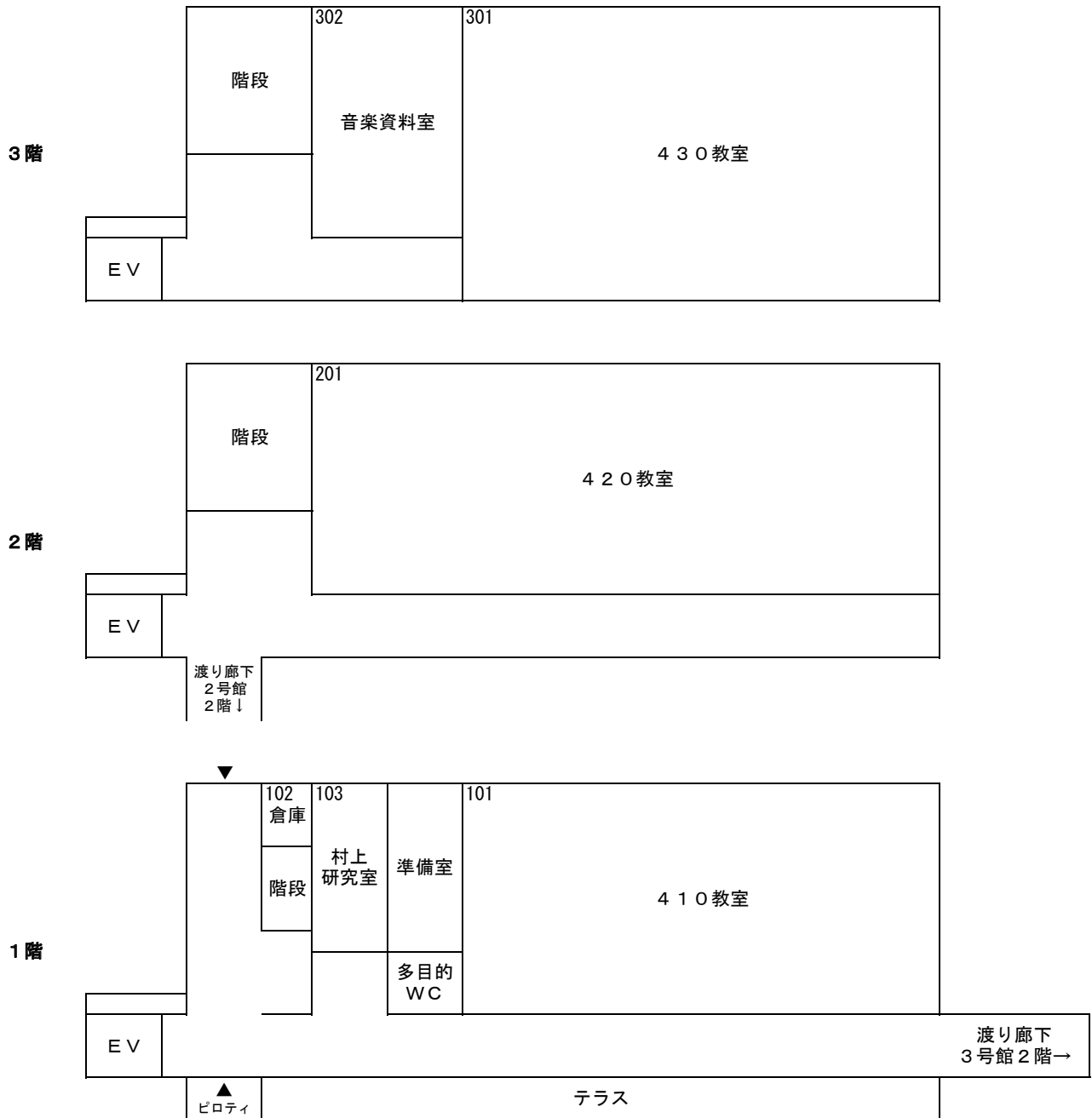
4階	階段	407	406	405	404			403	402	401	階段
		社会科教育 地理学実験室	給湯室 EV		社会科教育資料室	女子 WC 掃除用具庫	階段	社会科 教育共同研 究室 1	社会科 教育 共同 研究室 2	341教室 【共同利用 スペース 4】	
		417	416	415	414	413	412	411	410	409	408
		社会科教育 実験実習室		347 西城 研究室	346 堀田 研究室	345 石田 研究室	344 山内 研究室	343 川崎 研究室	342 田中 研究室	341 松岡 研究室	学生共同利用室

3階	階段	309	308		306	305			304	303	302	301	階段
		国語教育 共同研究室 1	国語教育 共同研究 室 2	給湯室 EV	国語教育 子ども文 化共同研 究室	国語教育資料室	男子 WC 掃除用具庫	階段	しょうが い学生支 援多目的 ルーム	しょうがい 学生支援 室	特別支援 教育教材 ラボ	特別支援 教育 資料分析 室	
		320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	
			337 遠藤 研究室	336 津田 研究室	335 虫明 客員 准教授室	334 佐野 研究室	333 中地 研究室	332 児玉 研究室	331 仲谷 研究室	国語教育 器材室	特別支援 教育 面談・ 検査室	特別支援教育 カンファレンス ルーム	

2階	階段	206			205					204	203	202	201	階段
		321教室 【共同利用スペース 2】	物品 保管庫	給湯室 EV	322教室 【共同利用 スペース 3】	女子 WC 掃除用具庫	階段	特別支援 教育 学習指導 法実験室	特別支援 教育 発達共同 研究室	特別支援 教育 発達 実験室 2	特別支援 教育 発達 実験室 1			
		216	215	214	213	212	211	210	209	208	207			
		特別支援教育 教育実践研究室	【共同利用スペース 1】	特別支援 教育 健康運動 共同研究 室	特別支援 教育 視覚 実験室 2	325 三科 研究室	324 寺本 研究室	323 植木田 研究室	322 野崎 研究室		特別支援 教育 発達 実験室 3			

1階	階段	109	108	107	106	105			104	103	102	101	階段
		特別支援 教育 聴覚・言語 実験室 1	特別支援 教育 聴覚・言語 実験室 2	給湯室 EV	特別支援教育 聴覚・言語共同 研究室	特別支援教育 プレイルーム	男子 WC 掃除用具庫	階段	多目的 WC	特別支援 教育 ロッカー 室	特別支援 教育 視覚共同 研究室	特別支援 教育 視覚 実験室 1	
		119	118	117	116	115	114		113	112	111	110	
	ス ロ ー プ	前室 特別支援 教育 聴覚検査室	特別支援 教育 聴覚・言語 臨床研究室	316 菅井 研究室	315 松崎 研究室		電気室	玄関ホール	特別支援 教育 視覚 実験室 3	313 武井 研究室	312 永井 研究室		

# 4号館



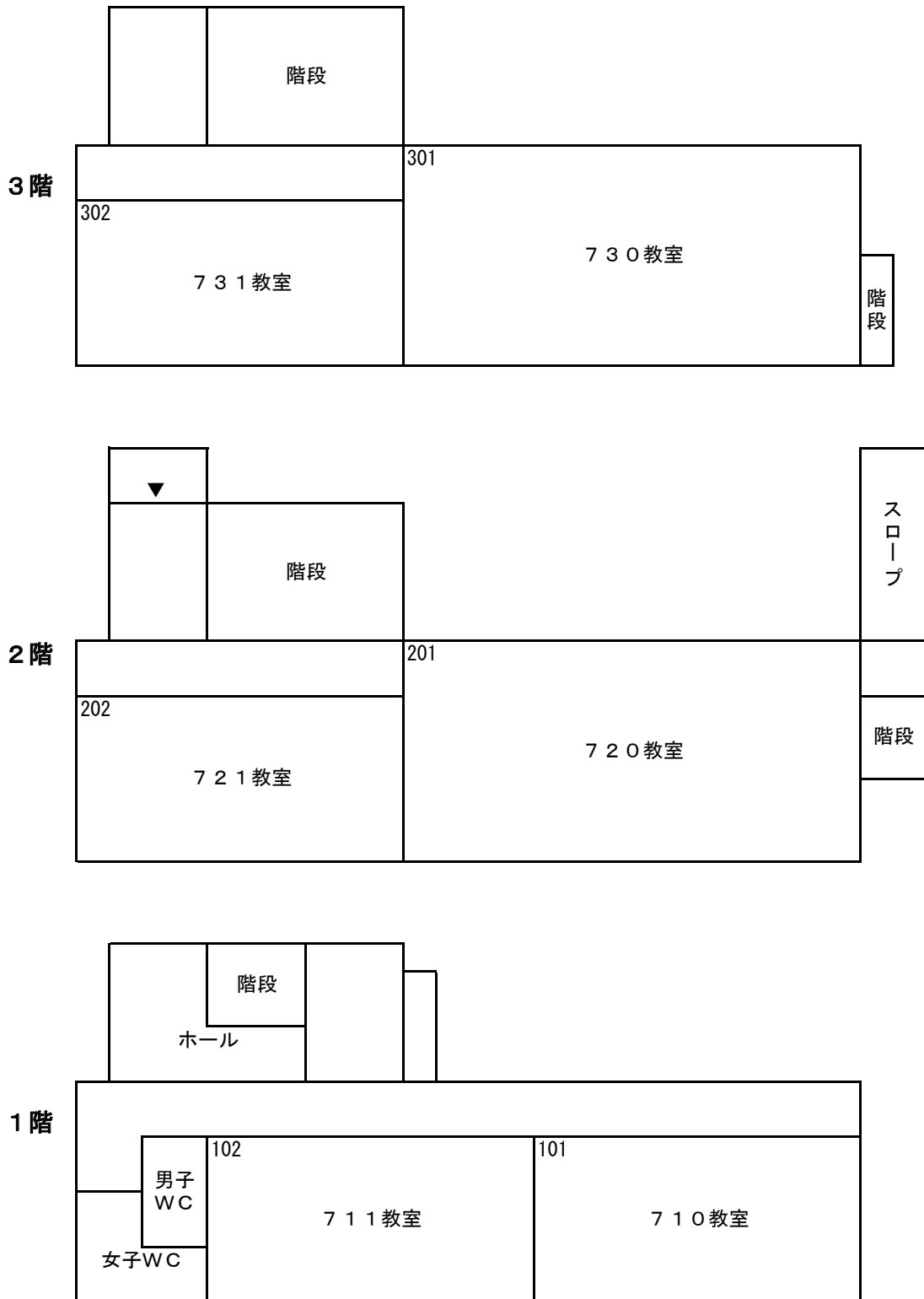




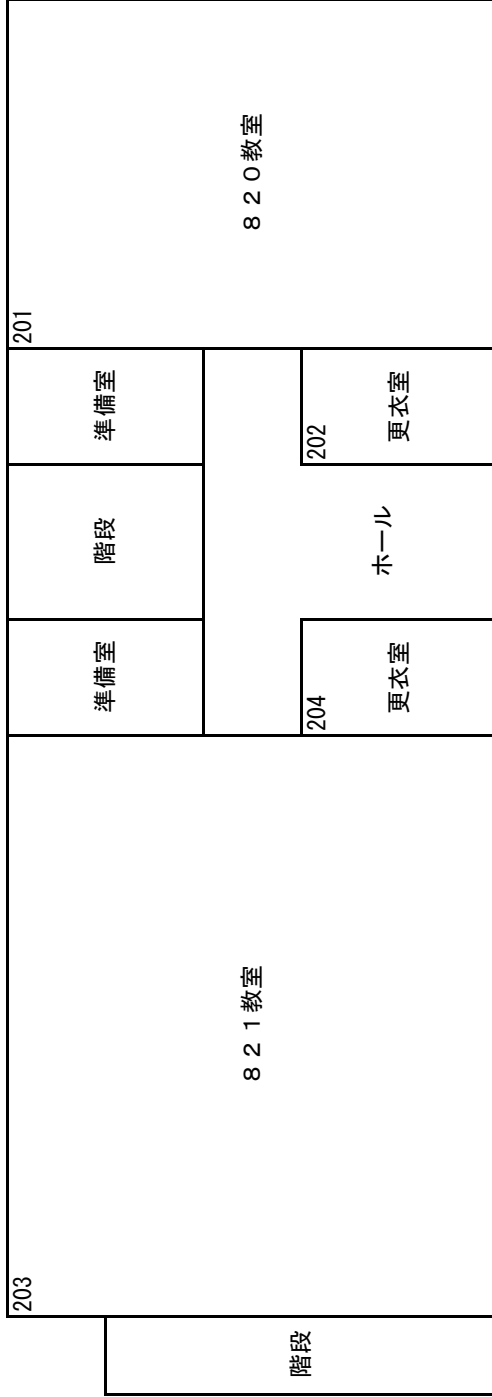
## 6号館

4階	← 5号館 4階 ▶	男子 WC  掃除 用具 庫	403 シャワー室  湯沸室	402  国際理解教育交流室	401  国際理解教育演習室		階段
	階段	408  保健体育資料室 2	407  国際理解教育資料室 2	406  国際理解教育資料室 1	405  642 高橋 研究室	404  641 市瀬 研究室	
3階	← 5号館 3階 ▶	女子 WC  掃除 用具 庫	303 幼児教育学生 共同利用室  湯沸室	302  幼児教育共同研究室	301  幼児教育実習室		階段
	階段	309  幼児教育心理 学実験室	308  633 飯島 研究室	307  632 小野 特任教授室	306  保育実践 資料室	305  幼児教育 資料室	
2階	← 5号館 2階 ▶	男子 WC  掃除 用具 庫	202 教職大学院ゼ ミ室 6  湯沸室	201  教職大学院共同利用室		階段	
	階段	206  教職大学院 教育心理実験室 1	205  教職大学院 教育心理実験室 2	204  教職大学院ゼミ室 5			203  教職大学院ゼミ室 4
1階	← 5号館 1階 ▶	女子 WC  掃除 用具 庫	103 【共同利用ス ペース 9】  湯沸室	102  6 1 1 教室 【共同利用スペース 8】	101  上廣アカデミー コーディネーター室 【共同利用スペース 7】		階段
	階段	106  図書館書庫		105  6 1 2 教室 【共同利用スペース 1 1】		104  上廣アカデ ミー特任教授 室 【共同利用ス ペース 1 0】	

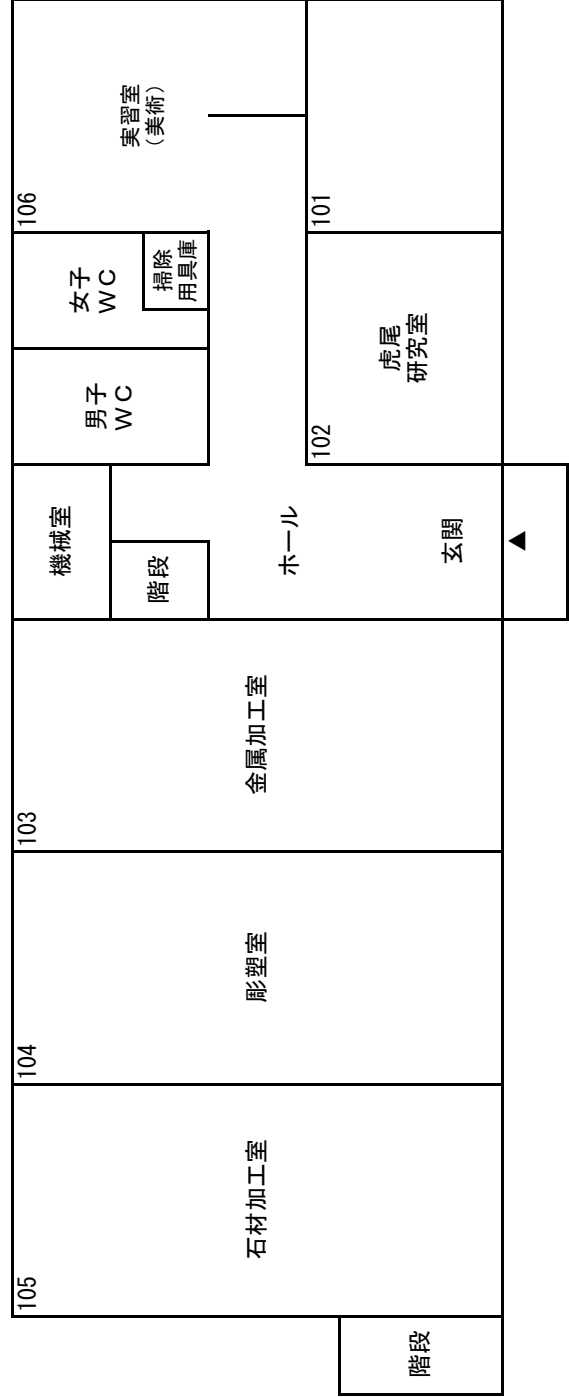
# 7号館



# 8号館



2階



1階

# 9号館

屋上：天体観測室

5階	510	509	508	507	階段	女子WC	PS
	リース研究室	高橋(潔) 特任教授室	英語科共同研究室	英語科器材室			男子WC
	506	505	504	503	502	501	E V
	和田研究室		竹森研究室			数学科計算室	

4階	411	410	409	408	階段	女子WC	PS
	英語科資料室			数学科 第2討論室			男子WC
	407	406	405	404	403	402	E V
	英語教育 会議室	英語教育 資料室	鈴木研究室	鎌田(博) 研究室		高瀬 特任教授室	基礎数学 資料準備室

3階	311	310	309	308	階段	女子WC	PS
	数学科第1討論室	数学教育 資料準備室	数学科教員 共通研究室	数学科器材 室			男子WC
	307	306	305	304	303	302	E V
	佐藤(得) 研究室	学習支援室	田谷研究室	学習支援室	花園研究室		市川研究室

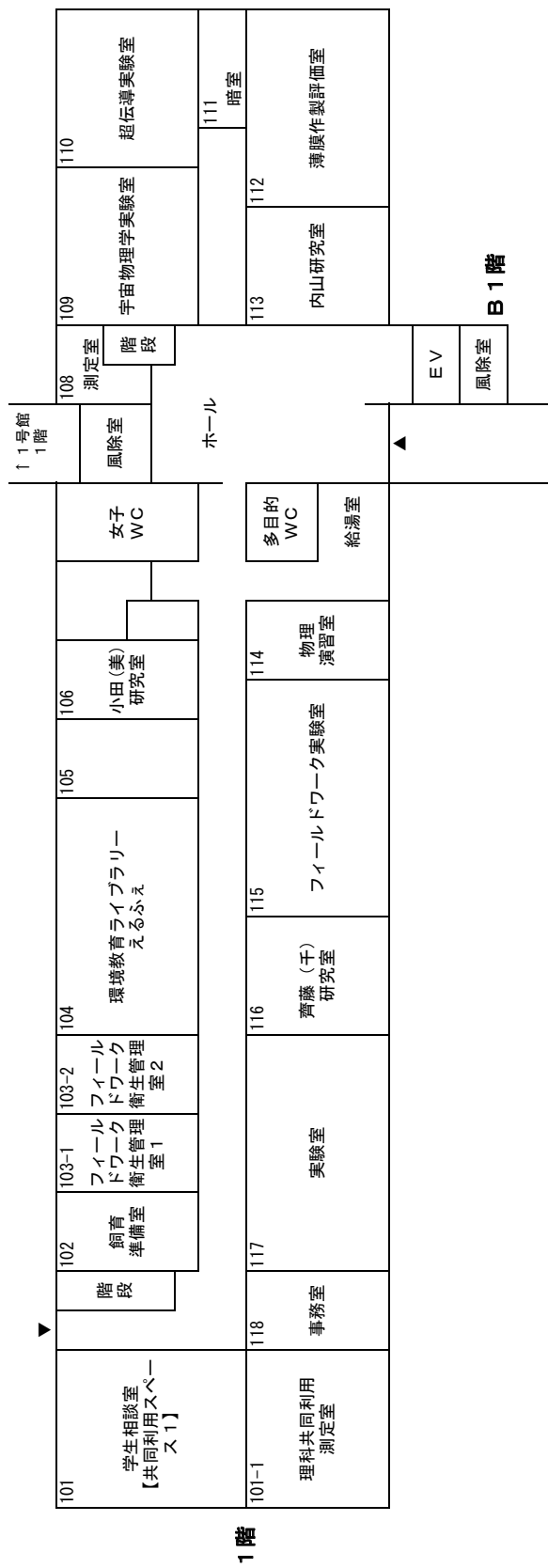
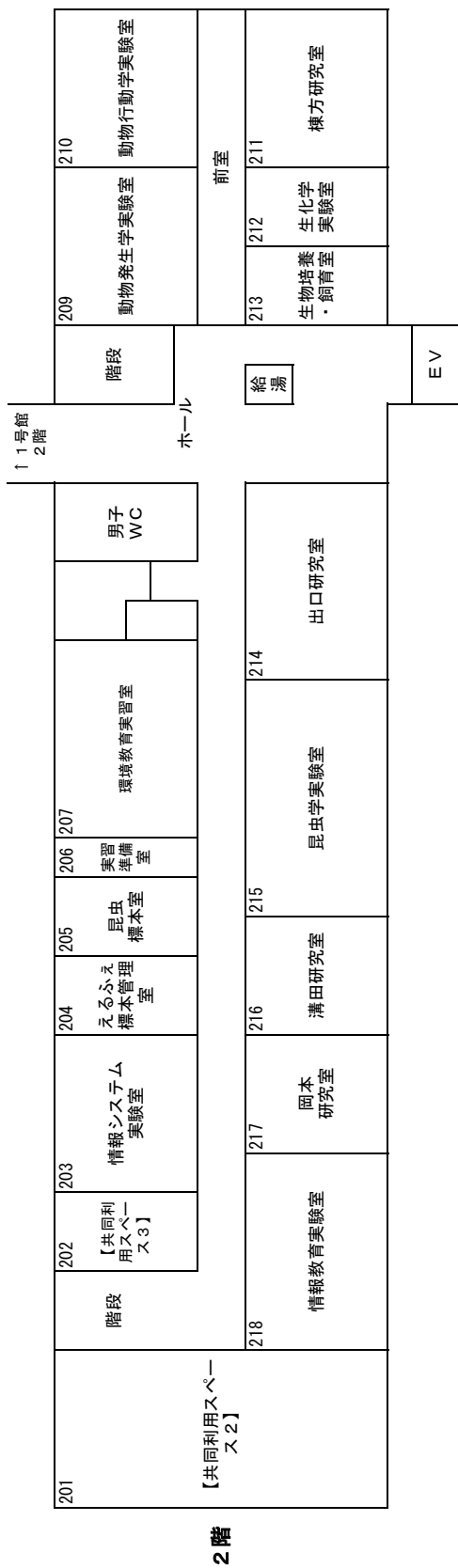
2階	207	206	205	階段	女子WC	PS
	数学コース共同研究室	924 演習室	925 演習 室			男子WC
	204	203	202	201		E V
	数学教育専攻共同研究室	922 演習 室	921 演習室	920 演習室		

1階	103	104	105	階段	女子WC	PS
	倉庫	生活科実験室	準備室			実験資料室
102			101	ホール	E V	
		数学科文献資料室	数学科 文献閲覧室			

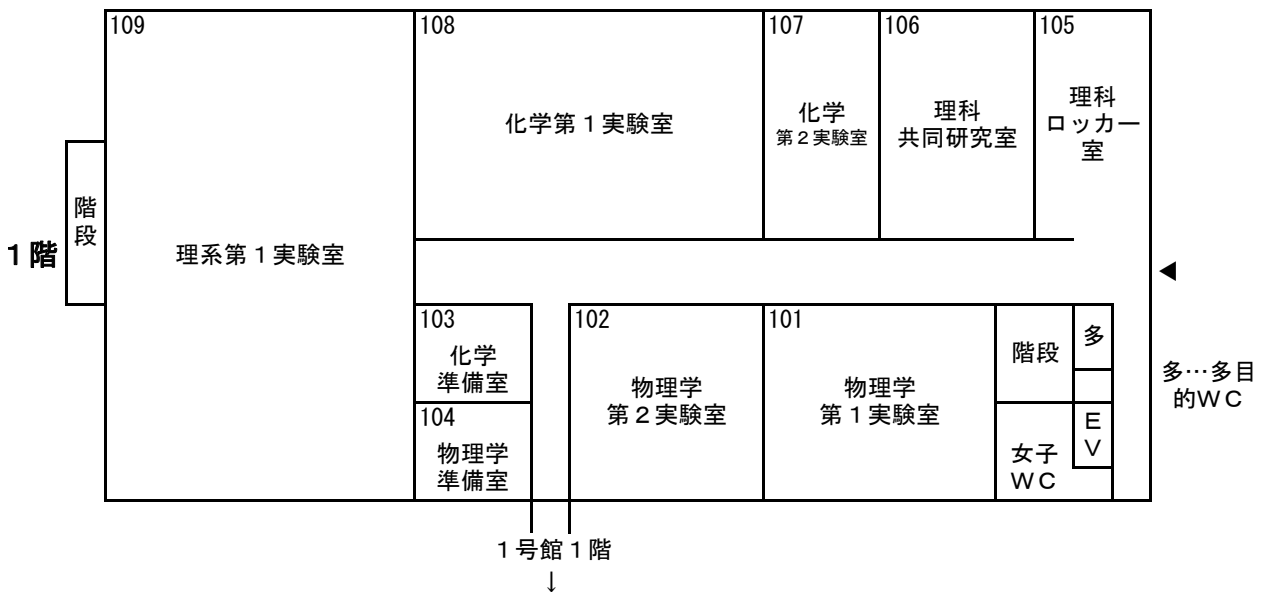
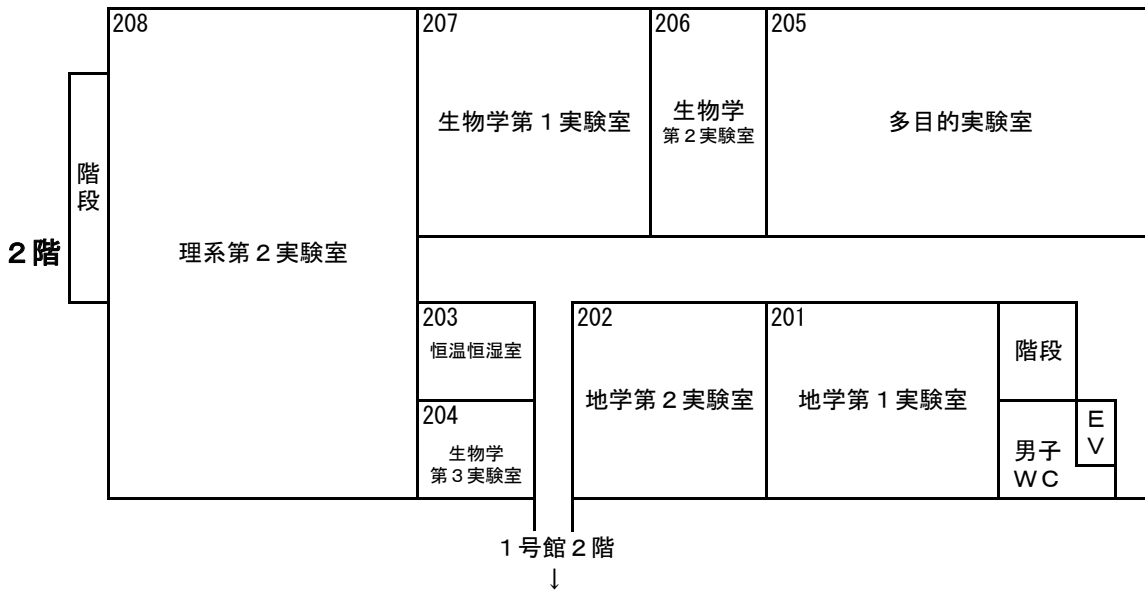
1号館1階→



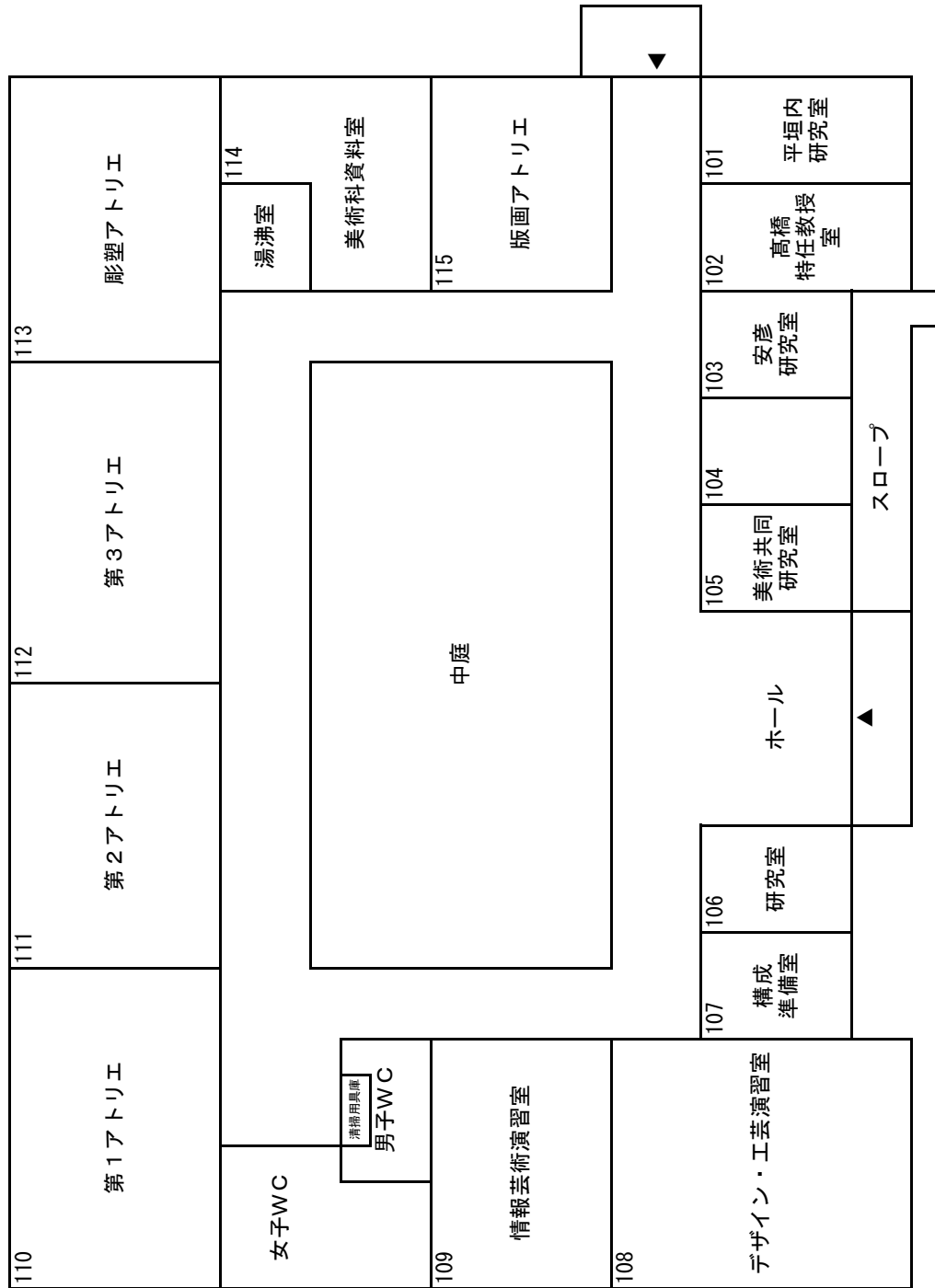
# 10号館



# 理科学生実験棟

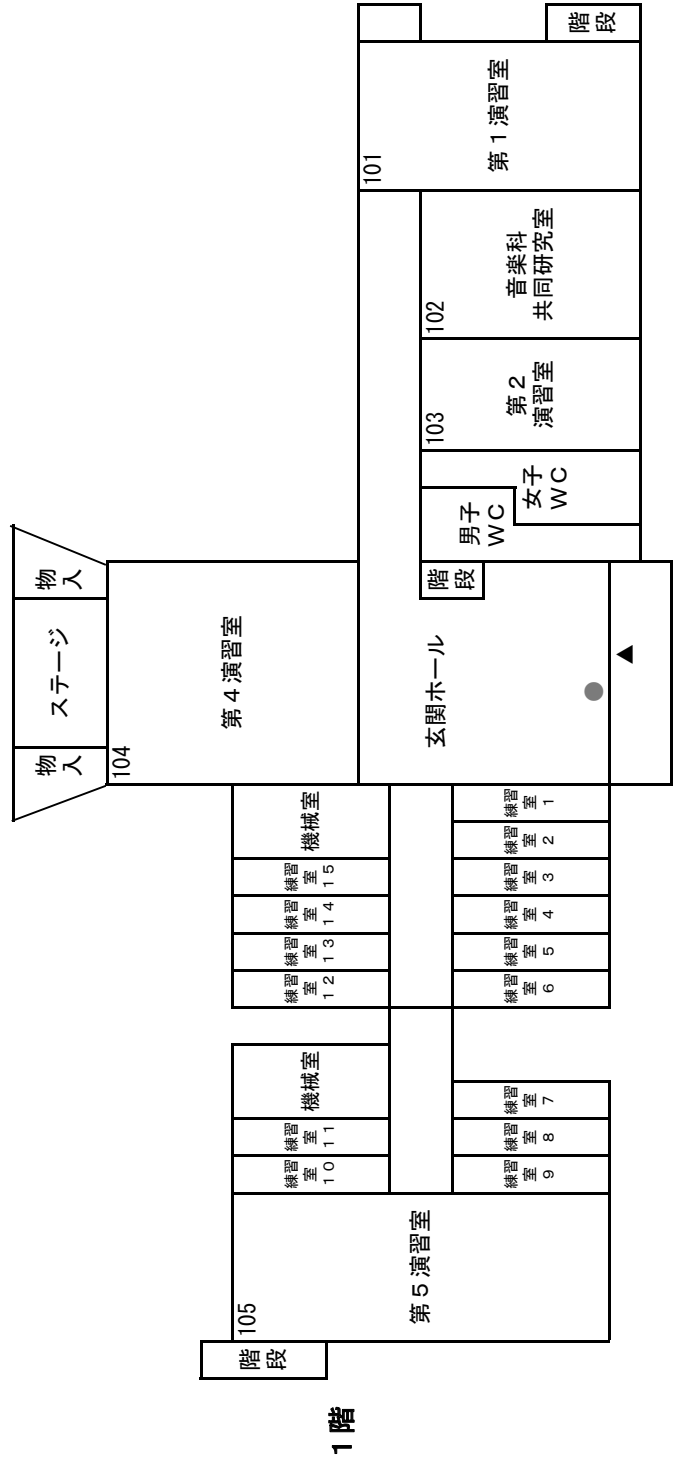
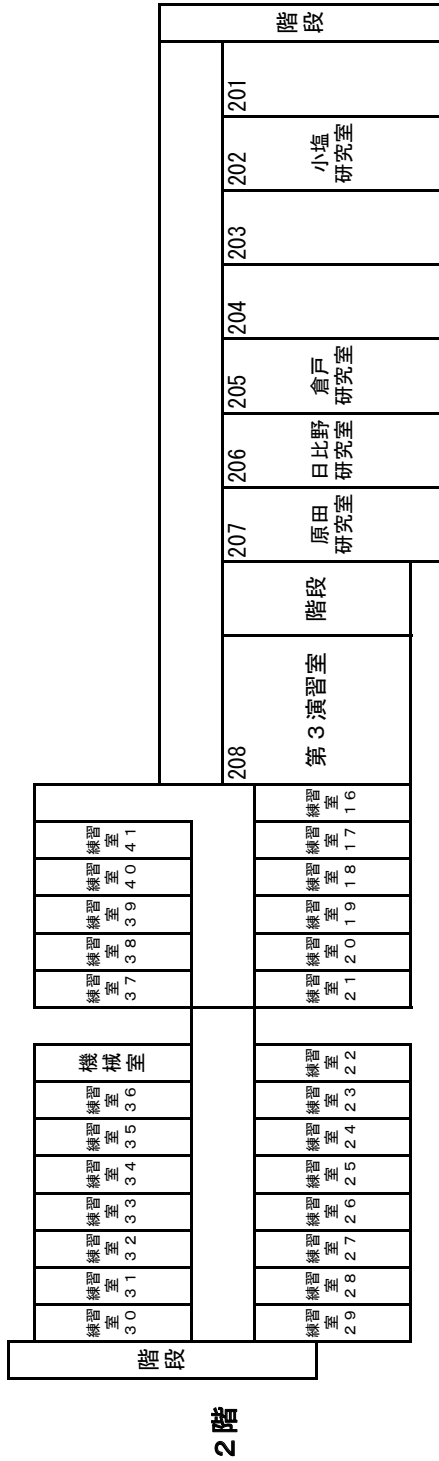


# 美術棟 (改修工事予定)

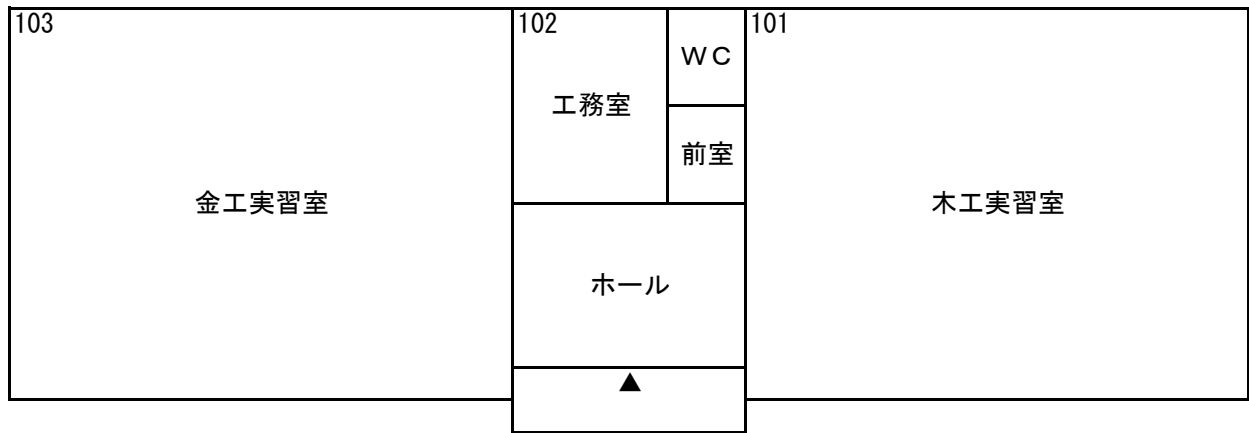




# 音楽棟 (改修工事予定)

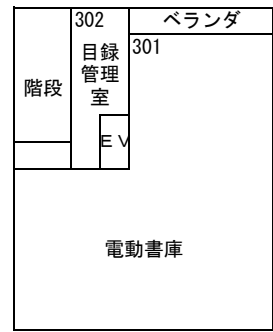
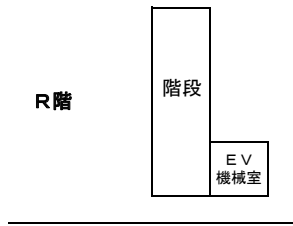


# 技術棟 (改修工事予定)

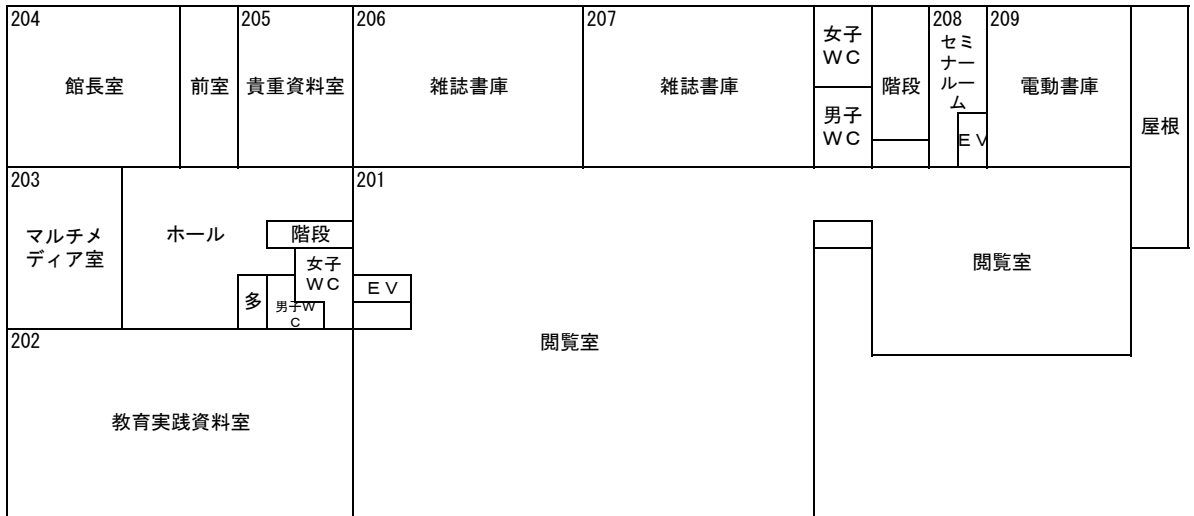


# 図書館

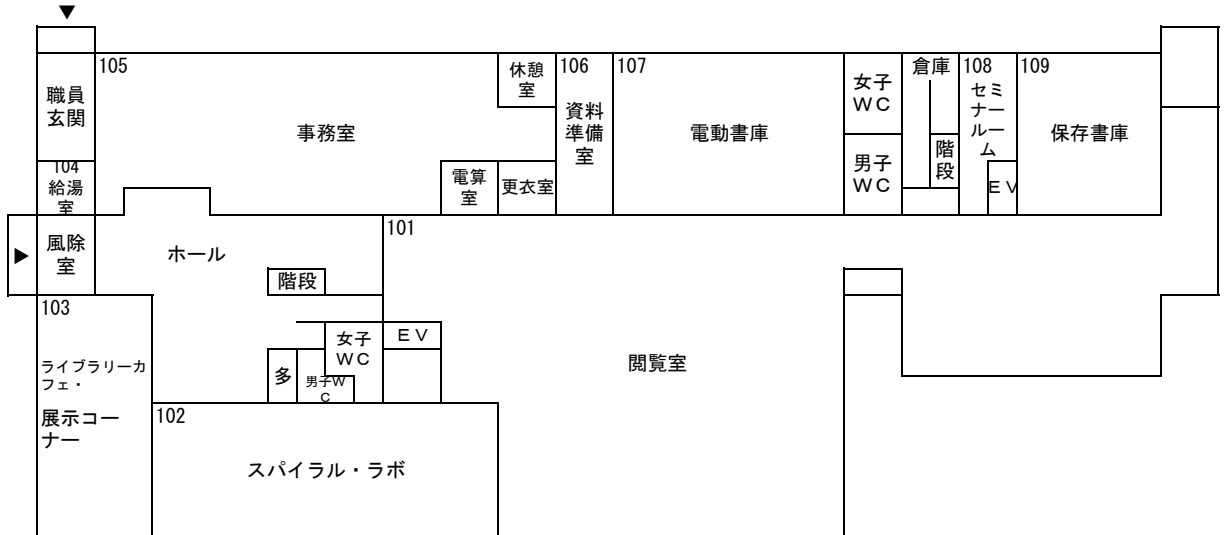
3階



2階

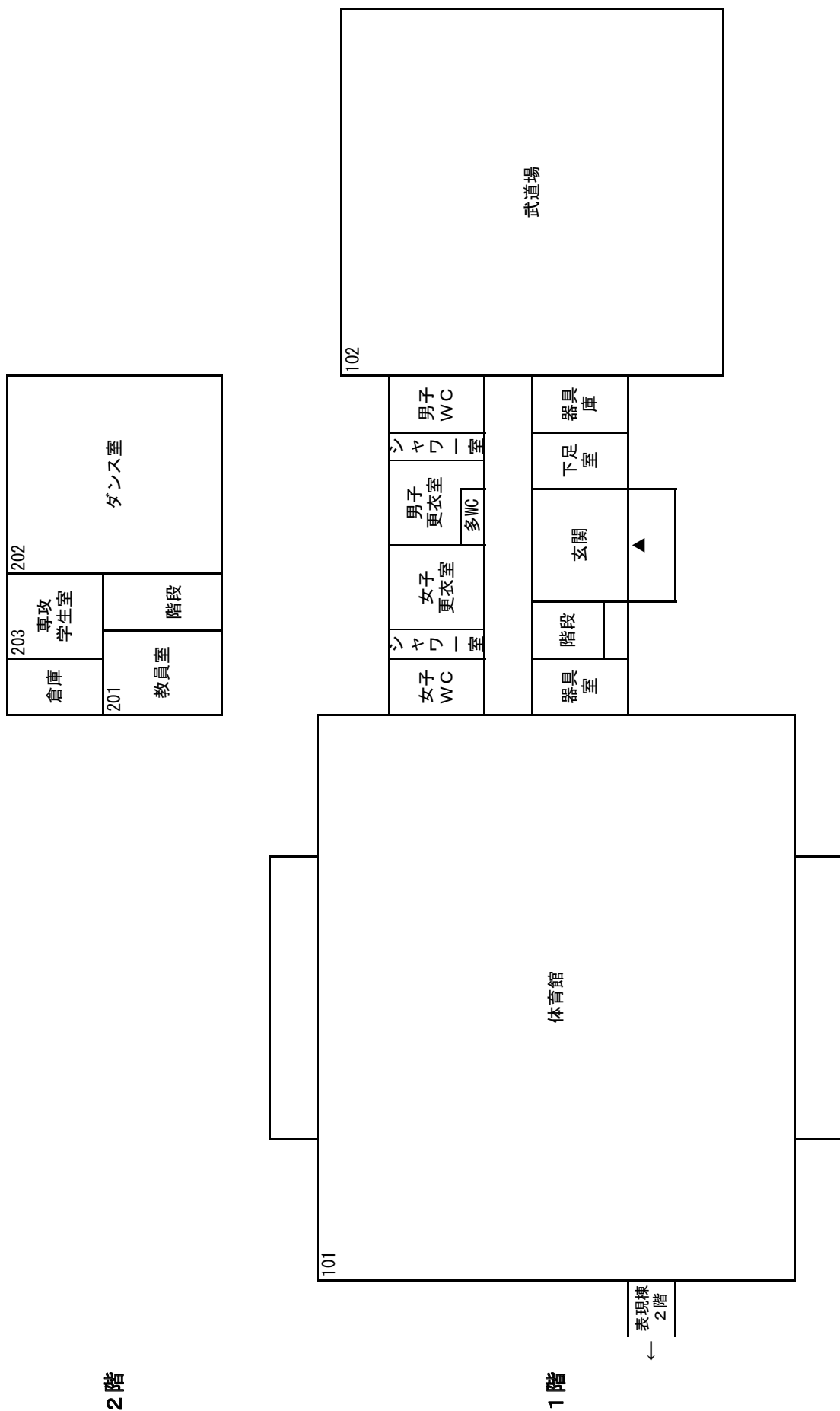


1階

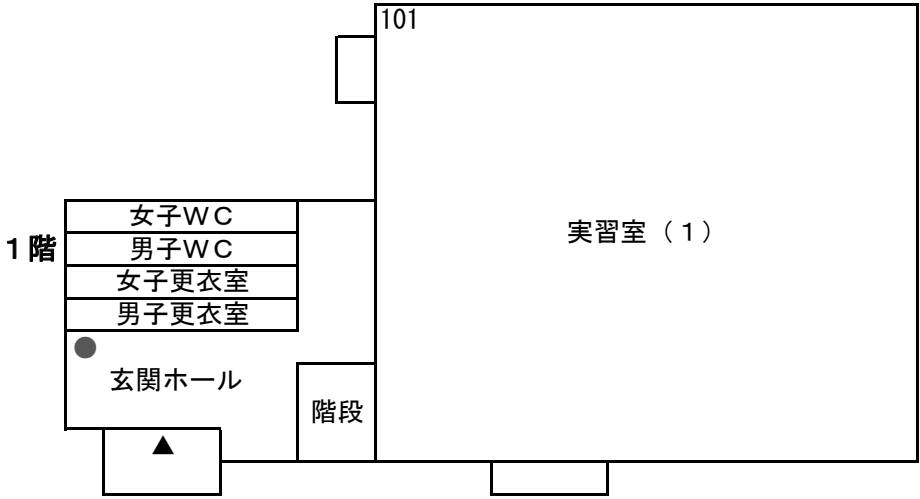
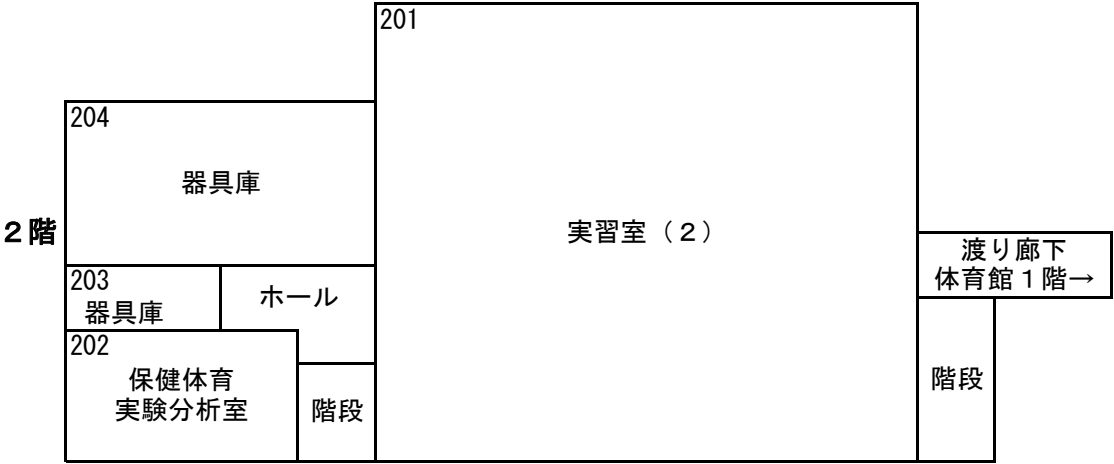


多…多目的トイレ

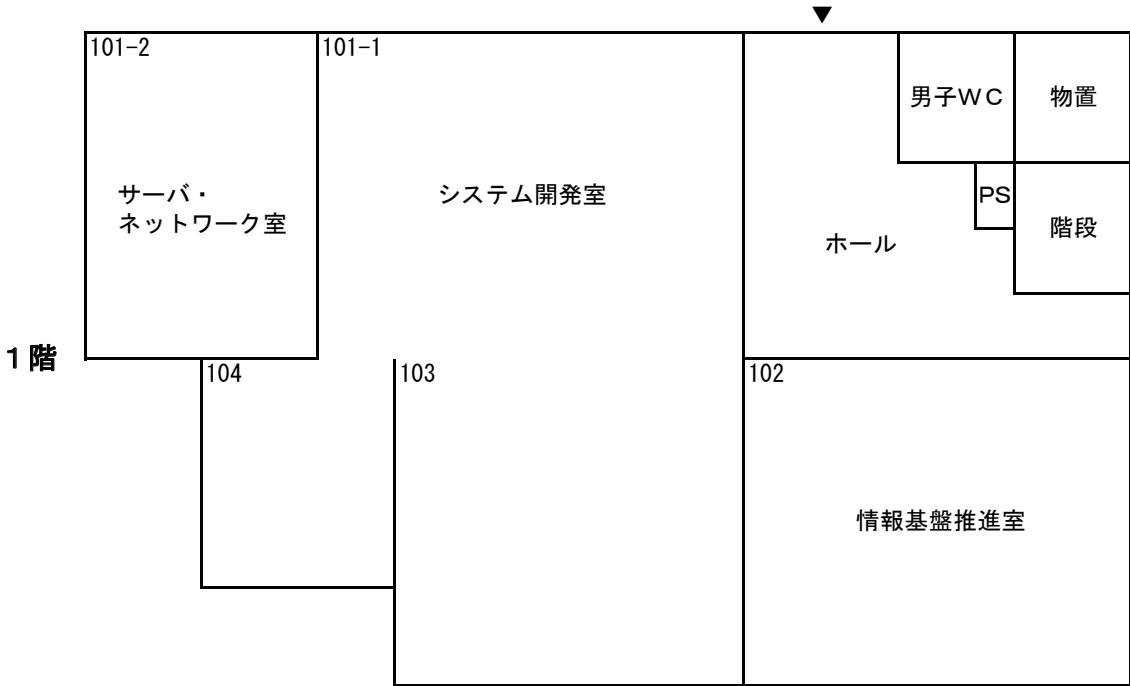
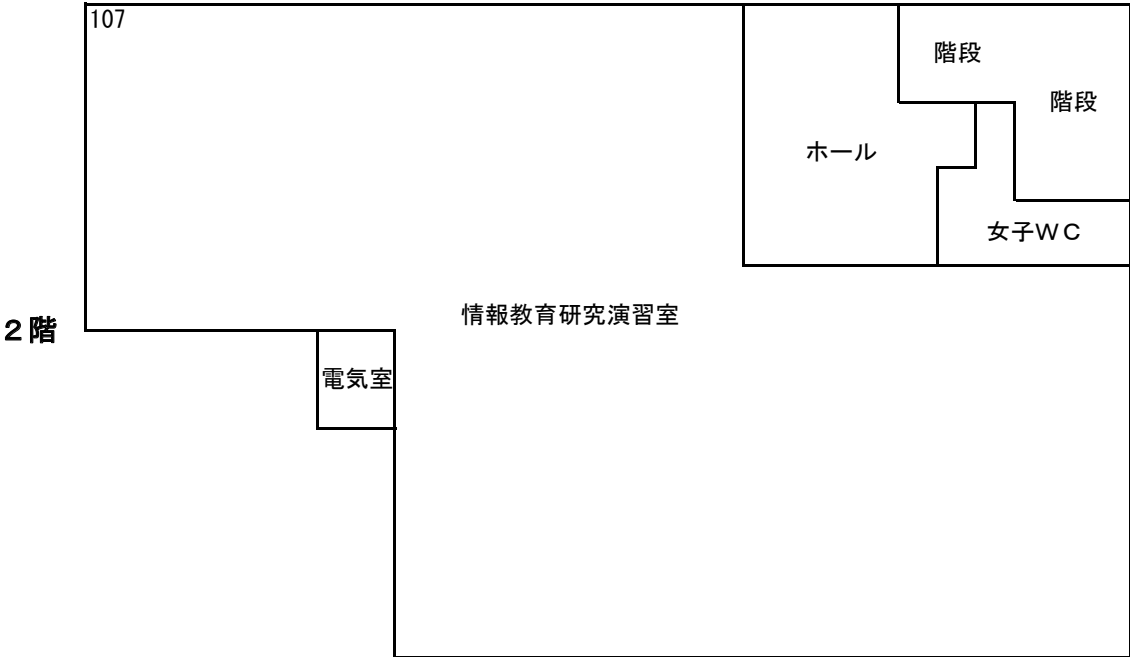
# 体育館・武道場



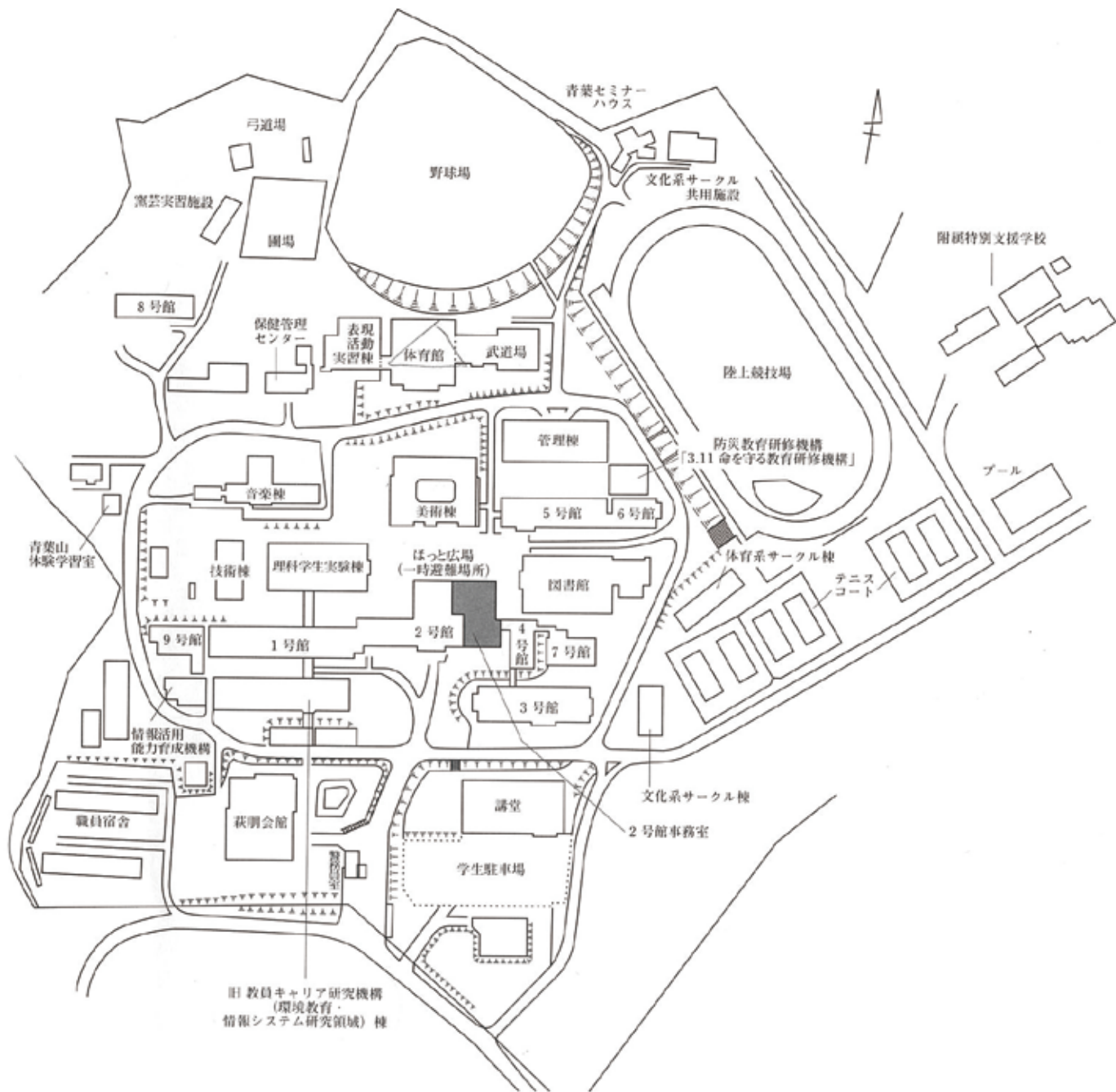
# 表現活動実習棟



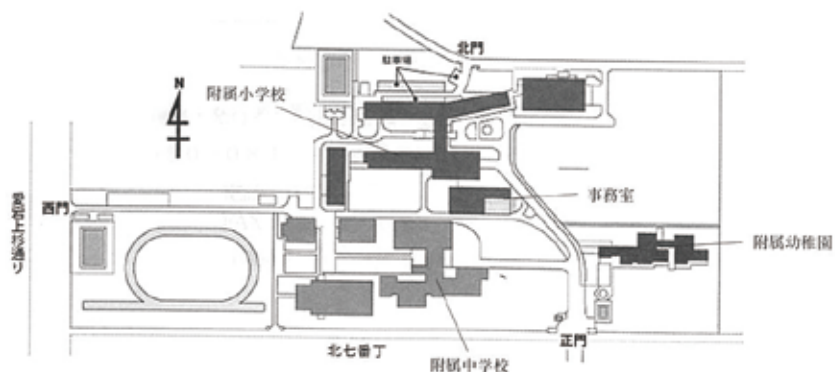
# 情報活用能力育成機構棟



# 宮城教育大学 施設配置図



## 【上杉地区】



# 大学院関係規程



# 宮城教育大学学則

平成16年 4月 1日制定  
令和 4年 2月 4日最終改正

## 目次

### 第1編 総則

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 自己点検・評価（第2条）
- 第3章 情報の積極的な提供及び教育内容の改善のための組織的な研修等（第3条～第4条）
- 第4章 教育研究組織等（第5条～第11条）
- 第5章 学部長、研究科長（第12条～第13条）
- 第6章 教授会（第14条）

### 第2編 大学

#### 第1章 通則

- 第1節 学年、学期及び休業日等（第15条～第17条）
- 第2節 教員免許状（第18条）
- 第3節 検定料、入学料及び授業料（第19条～第22条）
- 第4節 賞罰（第23条～第24条）
- 第5節 学生寮（第25条）
- 第6節 保健（第26条）

#### 第2章 学部

- 第1節 目的（第27条）
- 第2節 修業年限・在学期間（第28条～第28条の2）
- 第3節 入学、再入学、転入学及び編入学（第29条～第36条）
- 第4節 留学、休学、復学、退学及び除籍（第37条～第44条）
- 第5節 教育課程及び履修方法等（第45条～第49条）
- 第6節 卒業及び学位授与（第50条～第51条）
- 第7節 学部の研究生、科目等履修生及び特別聴講学生（第52条～第54条）

#### 第3章 研究科

- 第1節 目的（第55条）
- 第2節 修業年限・在学期間（第56条～第56条の2）
- 第3節 入学、再入学及び転入学（第57条～第64条）
- 第4節 留学、休学、転学、退学及び除籍（第65条～第72条）
- 第5節 教育課程及び履修方法等（第73条～第77条）
- 第6節 課程の修了及び学位授与（第78条～第80条）
- 第7節 大学院の研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生（第81条～第84条）

### 第3編 免許状更新講習等（第85条）

### 第4編 改廃（第86条）

### 第1編 総則

#### 第1章 目的

##### （目的）

第1条 宮城教育大学（以下「本学」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、  
学術の中心として豊かな教養を与えるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応

用的能力を展開させ、もって有為な教育者を養成及び輩出し、あわせて学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

## 第2章 自己点検・評価

### (自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 情報の積極的な提供及び教育内容の改善のための組織的な研修等

### (教育研究活動等の状況の公表)

第3条 本学は、教員の養成その他の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により、公表するものとする。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、本学の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第4章 教育研究組織等

### (学部)

第5条 本学に、教育学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に、学校教育教員養成課程を置く。

3 前項に規定する課程に、別表第1に掲げる専攻及びコースを置く。

4 前項に規定する専攻のクラス編制については、別に定める。

5 学部の課程及び各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
学校教育教員養成課程	345人	1380人

専攻	入学定員	収容定員
初等教育専攻	210人	840人
中等教育専攻	60人	240人
芸術体育・生活系教育専攻	45人	180人
特別支援教育専攻	30人	120人

### (大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、教育学研究科（以下「研究科」という。）を置き、課程は専門職学位課程とする。

3 前項に規定する課程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に定める教職大学院の課程とする。

4 第2項に規定する課程に、高度教職実践専攻を置く。

5 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
専門職学位課程	52人	104人

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属教育研究施設)

第8条 本学に、次に掲げる附属教育研究施設を置く。

- 一 保健管理センター
- 二 情報活用能力育成機構
- 三 防災教育研修機構
- 四 東北学校教育共創機構
- 五 アドミッションオフィス

2 附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項各号に定めるもののほか、寄附金によって教育研究に係る経費が支弁される組織を置くことができる。

4 前項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校部)

第9条 本学に、附属学校部を置く。

2 附属学校部に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第10条 本学に、次に掲げる附属学校を置く。

- 一 幼稚園
- 二 小学校
- 三 中学校
- 四 特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(学校教育創造・研修校)

第10条の2 本学は、教育研究を推進するために必要がある場合に、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうちから、学校教育創造・研修校を委嘱する。

2 学校教育創造・研修校に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織及び教育組織)

第11条 本学に、教員組織として教員養成学系を、教育組織として専攻運営委員会を置く。

2 教員組織及び教育組織に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 職員、副学長、学部長及び研究科長

### (職員)

第12条 本学に、学長、教授、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 本学に、准教授、講師、助教、助手、副校長、副園長、主幹教諭、栄養教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

### (副学長)

第12条の2 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

### (学部長)

第13条 本学の学部に、学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

### (研究科長)

第13条の2 本学の研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 教授会

### (教授会)

第14条 本学の学部及び研究科に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2編 大学

### 第1章 通則

#### 第1節 学年、学期及び休業日等

##### (学年及び学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次に掲げる2学期とする。

一 前期 4月1日から9月30日まで

二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

##### (休業日)

第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 本学の創立記念日 10月18日

四 春季休業 4月1日から4月7日まで

五 夏季休業 8月6日から9月30日まで

六 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要がある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、教育上必要があると学長が認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(入学時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

### 第2節 教員免許状

(教育職員免許状の取得資格)

第18条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、学部において教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭の1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、研究科において免許法及び施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 3 前2項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

### 第3節 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第19条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（以下「検定料等」という。）の額及びその徴収方法については、本学の定めるところによる。

- 2 検定料等の免除、入学料、授業料の徴収猶予等の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収方法)

第20条 授業料は、所定の金額を、次の2期に分けて徴収する。

一 前期 納付期限 4月30日

二 後期 納付期限 10月31日

- 2 前項の規定にかかわらず、入学する年度の前期及び後期に係る授業料については、本人の申し出により、第34条第1項に規定する入学料を徴収するときに、併せて徴収することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本人の申し出があった場合には、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

(退学等における授業料)

第21条 退学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(検定料等の返付)

第22条 既に納付した検定料等は、これを返付しない。ただし、授業料については第2項及び第3項に定める場合、検定料については別に定める場合に返付することができる。

- 2 入学を許可するときに授業料を納付した者が、3月31日まで入学を辞退した場合には、納付した者の申し出により、当該授業料相当額を返付する。
- 3 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料徴収時前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を返付する。

## 第4節 賞罰

### (表彰)

第23条 学業などにおいて、優秀な成績を修めた者を表彰することがある。

2 表彰に関する規程については、別に定める。

### (懲戒)

第24条 学生の本分に反し、以下の行為をした者を、懲戒する。

- 一 刑法上の罪を犯した者
- 二 重大な違法行為を行った者
- 三 学内の秩序を著しく阻害した者
- 四 その他、学生の遵守すべき規則に違反する行為を繰り返す者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5節 学生寮

### (学生寮)

第25条 本学に、学生寮を置く。

2 寄宿料は、別に定める金額を、毎月別に定める日に徴収する。

3 寄宿料に関する規定は、第21条及び第22条の規定を準用する。

4 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6節 保健

### (保健)

第26条 毎学年定期に、学生の健康診断を行う。

2 学生の保健に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部

### 第1節 目的

#### (目的)

第27条 学部は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることにより、もって有為な幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）の教員を養成することを目的とする。

### 第2節 修業年限・在学期間

#### (修業年限)

第28条 修業年限は、4年とする。

#### (在学期間)

第28条の2 在学期間は、6年を超えることができない。ただし、学長は、別に定める特別の事由がある場合に限り、2年を超えない範囲内で、在学期間の延長を許可することがある。

### 第3節 入学、再入学、転入学及び編入学

#### (入学資格)

第29条 入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）（以下旧検定という。）に合格した者を含む。）
- 八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第30条 入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者は、別に定めるところにより、入学願書に本学に定める額の検定料を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第31条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

（再入学）

第32条 本学を退学した者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することがある。

（転入学、編入学）

第33条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、第3年次に転入学又は編入学を許可することがある。

- 一 他の大学で2年以上修業した者
- 二 その他法令で定める者

（入学の手続）

第34条 第31条から前条までの選考に合格した者は、所定の日までに所定の書類を提出し、別に定めた額の入学料を納付しなければならない。ただし、別に定める入学料免除願又は入学料徴収猶予願の提出をした者については、入学料の納付がなくとも入学を許可することがある。

- 2 前項ただし書の入学料免除願を提出した者については、入学料の全部又は一部を免除することがある。
- 3 第1項ただし書の入学料徴収猶予願を提出した者については、入学料の徴収を猶予することがある。

（入学の許可）

第35条 学長は、前条の手続きを行った者について、入学、再入学、転入学又は編入学を許可する。

(既修得の単位等の認定)

第36条 再入学、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その全部又は一部を認める。

2 本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業又は中途退学した者で、第31条の入学者選考により入学を許可された者の当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位数については、審査の上、本学において修得したものと認めることができる。

3 前項により修得したものと認めることができる授業科目は、基礎教育科目及び基盤教養科目に区分される科目とし、単位数は、合わせて30単位までとする。

#### 第4節 留学、休学、復学、退学及び除籍

(留学)

第37条 外国の大学又は短期大学で学修しようとする者は、学長の許可を得て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、第50条の期間に含まれるものとする。

(休学)

第38条 疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 前項に定めるもののほか、疾病により修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第39条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第40条 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て、復学することができる。

2 3月未満で休学の理由が消滅して復学した場合は、その期間は休学期間に算入しない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(退学等の手続)

第42条 第37条から前条までの規定に基づく留学、休学、復学及び退学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、その学籍を除く。

- 一 入学料の免除若しくは徴収猶予を願い出て、免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可された者で所定の日までにこれを納付しない者
- 二 授業料の納付を怠り、催告を受けてもなおこれを納付しない者
- 三 在学期間を超えた者



四 休学期間が通算して3年を超えてなお復学できない者

五 長期にわたり行方不明の者

#### 第44条 削除

##### 第5節 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第45条 授業科目は、基礎教育科目、基盤教養科目、現代的課題科目及び専門教育科目に分ける。

(教育課程及び履修方法等)

第46条 卒業に必要な修得単位数は、次のとおりとする。

専攻・コース		専門基盤科目	専門教育科目	専門拡充科目	合計
初等教育専攻	幼年期教育創生コース	20以上	107以上	6以上	133以上
	未来づくり教育創生コース	20以上	93以上	20以上	133以上
	人文・社会系教育創生コース	24以上	93以上	16以上	133以上
	理数・自然系教育創生コース	24以上	93以上	16以上	133以上
中等教育専攻		24以上	85以上	24以上	133以上
芸術体育・生活系教育専攻		24以上	109以上	—	133以上
特別支援教育専攻		20以上	112以上 又は 108以上	4以上 又は 8以上	136以上

2 教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第47条 授業は、講義、演習、実験若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の修得)

第48条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、単位を修得できる。

(他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における授業科目の履修等)

第49条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科（以下「他の大学等」という。）における授業科目の履修を認めることができる。

2 前項により履修した授業科目については、教授会の議を経て30単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項は、第37条の規定による留学の場合に準用する。

4 他の大学等における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6節 卒業及び学位授与

### (卒業)

- 第50条 学長は、4年以上在学し、第46条に定める単位数を修得した者について、卒業を認める。
- 2 前項の卒業に必要な単位数のうち、第47条第2項に規定する授業方法により取得できる単位数は、60単位までとする。

### (学位の授与)

- 第51条 卒業を認められた者については、学士の学位を授与する。
- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与に関し必要な事項は、宮城教育大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

## 第7節 学部の研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

### (研究生)

- 第52条 大学を卒業した者又は短期大学卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本学において特定の専門事項を研究することを願い出るものがあるときは、教育及び研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

### (科目等履修生)

- 第53条 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本学において1科目又は数科目を選んで履修することを願い出るものがあるときは、教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講学生)

- 第54条 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他の大学等又は外国の大学と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 研究科

### 第1節 目的

#### (目的)

- 第55条 研究科は、学術の理論及び応用を教授研究し、小学校等において教員としての高度な専門性を発揮するための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

### 第2節 修業年限・在学期間

#### (修業年限)

- 第56条 標準修業年限は、2年とする。
- 2 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を越えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、修業年限を3年又は4年とすることができる。
- 3 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### (在学期間)

- 第56条の2 在学期間は、通算4年を超えることができない。ただし、前条第2項の適用を受けた学

生については、許可された修業年限に2年を加えた期間まで在学することができる。

### 第3節 入学、再入学及び転入学

#### (入学資格)

第57条 入学資格は、次の各号の一に該当し、かつ、免許法に定める幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校教諭1種免許状若しくは養護教諭若しくは栄養教諭1種免許状のいずれかを有する者又は特別支援学校教諭1種免許状を有する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めたもの
- 十 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十一 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### (入学志願)

第58条 本研究科に入学を志願する者は、別に定めるところにより、入学願書に本学に定める額の検定料を添えて願出しなければならない。

#### (入学者の選考)

第59条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

#### (再入学)

第60条 本研究科を退学した者で、2年以内に再入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学)

第61条 本研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することができる。

(入学の手続)

第62条 第59条から前条までの選考により合格した者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出し、かつ、入学金を納付しなければならない。ただし、入学金については、第34条の規定を準用するものとする。

(入学の許可)

第63条 学長は、前条の手続きを行った者について、入学、再入学及び転入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第64条 本研究科において教育上有益と認めるときは、本研究科に入学を許可された者が、本研究科に入学する前に本研究科、他の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、審査の上、本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本研究科において修得したとみなすことのできる単位数は、第77条第2項の単位を含めて18単位までとする。

第4節 留学、休学、転学、退学及び除籍

(留学)

第65条 外国の大学院で学修しようとする者は、学長の許可を得て、留学することができる。

2 第77条の規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 第1項の留学期間は、第79条の期間に含まれるものとする。

(休学)

第66条 疾病その他やむを得ない事情により3月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 前項に定めるもののほか、疾病により修学することができないと認める者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第67条 休学期間については、第39条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「3年」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

(転学)

第68条 他の大学院に転学しようとする者は、願い出て、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第69条 退学しようとする者は、願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(退学等の手続)

第70条 第65条から前条までの規定に基づく留学、休学、転学及び退学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第71条 除籍については、第43条の規定を準用する。この場合において、同条第4号中「3年」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

## 第72条 削除

### 第5節 教育課程及び履修方法等

(履修方法)

第73条 研究科の教育は、授業科目の授業により行うものとする。

(教育方法の特例)

第74条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び履修方法等)

第75条 研究科の授業科目、単位数並びに履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第76条 学長は、研究科における授業科目の履修の指導を行うために、教授会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

(他の大学院又は外国の大学院における履修等)

第77条 学生が他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると本研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院又は外国の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て、第64条第2項及び第79条第2項の単位を含めて18単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができる。

### 第6節 課程の修了及び学位授与

(単位修得の認定)

第78条 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験又は研究報告により行う。

第79条 課程の修了は、研究科に2年以上在学し、第75条の規定に基づく授業科目について46単位以上を修得しなければならない。

2 教育上有益と認めるときは、入学する前の幼稚園等の教員としての実務の経験を有する者について、幼稚園等その他の関係機関で行う実習により修得する10単位のうち、4単位までを免除することができる。

3 学長は、前2項に定める要件を満たした者について、修了を認める。

(学位の授与)

第80条 修了を認められた者については、教職修士(専門職)の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、教職修士(専門職)の学位授与に関し必要な事項は、学位規程の定めるところによる。

第7節 大学院の研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生)

第81条 修士若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者又は大学を卒業し3年以上の研究、教職歴を有する者で、本研究科において特定の専門事項を研究することを願ひ出るものがあるときは、教育及び研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第82条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本研究科において1科目又は数科目を選んで履修することを願ひ出るものがあるときは、教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第83条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第84条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3編 免許状更新講習等

(免許状更新講習等)

第85条 現職教員の研修の機会としての免許状更新講習その他の学生以外の者に対する講習等を開設することがある。

2 免許状更新講習等に関し必要な事項は、その都度定める。

第4編 改廃

(改廃)

第86条 この学則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (16規第1号制定)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日において、施行日前の規程によることが必要なものについては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年9月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年12月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月7日から施行する。

附 則 (19規第6号改正)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日において現に学部学生として在学する者で、平成19年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (19規第74号改正)

この学則は、平成19年11月14日から施行する。

附 則 (20規第4号改正)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20規第22号改正)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成20年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則において、第35条第2項、第85条、第94条、第99条第2項及び第102条の3にある「教授会」とあるのは、専門職学位課程については、第24条の2に定める「教員会議」とする。

附 則 (20規第32号改正)

この学則は、平成20年5月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (20規第41号改正)

この学則は、平成20年11月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (22規第11号改正)

この学則は、平成22年4月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (23規第26号改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第7号の規定については、平成23年1月20日から適用する。

附 則 (24規第1号改正)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条第1項第9号の規定については、平成23年6月28日から適用する。

3 第33条第2項の規定における検定料の免除は、平成23年8月1日から適用する。

附 則 (25規第8号改正)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (27規第14号改正)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に監事である者については、改正後の第15条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (28規第14号改正)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (29規第2号改正)

この学則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (29規第23号改正)

この学則は、平成29年6月28日から施行する。

附 則 (29規第25号改正)

この学則は、平成29年9月20日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則 (30規第34号改正)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日において現に学部学生として在学する者で、平成31年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この学則にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成31年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成31年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (31規第2号改正)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令元規第15号改正)

この学則は、令和元年6月21日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則 (令2規第7号改正)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2規第47号改正)

この学則は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令2規第55号改正)

この学則は、令和2年9月16日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則 (令3規第14号改正)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (令3規第287号改正)

この学則は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令4規第1号改正)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に学部学生として在学する者で、令和4年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお従前の例による。



別表第1（第5条第3項関係）

学校教育教員養成課程	初等教育専攻	幼年期教育創生コース 未来づくり教育創生コース 人文・社会系教育創生コース 理数・自然系教育創生コース
	中等教育専攻	言語・社会系教育コース 理数系教育コース
	芸術体育・生活系教育専攻	芸術・体育系教育コース 生活系教育コース
	特別支援教育専攻	視覚障害教育コース 聴覚・言語障害教育コース 発達障害教育コース 健康・運動障害教育コース

別表第2（第18条第1項及び第3項関係）

課程	免許状の種類	免許教科又は領域
学校教育教員養成課程	幼稚園教諭 1種免許状	
	小学校教諭 1種免許状	
	中学校教諭 1種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭 1種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、家庭、英語
	特別支援教育教諭 1種免許状	視覚障害者に関する教育の領域、 聴覚障害者に関する教育の領域、 知的障害者に関する教育の領域、 肢体不自由者に関する教育の領域、 病弱者に関する教育の領域

別表第3（第18条第2項及び第3項関係）

課程	免許状の種類	免許教科又は領域
専門職学位課程	幼稚園教諭 専修免許状	
	小学校教諭 専修免許状	
	中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、保健、技術、家庭、職業、 職業指導、英語、宗教
	高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、 美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、 家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、 商船、職業指導、英語、宗教
	特別支援学校教諭 専修免許状	視覚障害者に関する教育の領域、 聴覚障害者に関する教育の領域、 知的障害者に関する教育の領域、 肢体不自由者に関する教育の領域、 病弱者に関する教育の領域

# 宮城教育大学大学院教育学研究科教育課程及び履修方法に関する規程

平成16年 4月 1日制定  
令和 4年 2月18日最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城教育大学学則（以下「学則」という。）第75条の規定に基づき、宮城教育大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の教育課程及び履修方法について定めるものとする。

(所要単位数)

第2条 研究科の修了要件を満たすためには、別表1に規定する所要単位数に基づき、所定の46単位以上を修得しなければならない。

(教育課程等)

第3条 教育課程及び履修方法は、別表2のとおりとする。

(実習科目の単位免除)

第4条 学校における実習（基礎実践）の4単位は、学則第79条第2項の規定に基づき、その全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項の規定により単位を免除された者の修了に必要な単位は、第2条に規定する所要単位数から免除された単位数を差し引いたものとし、免除された単位に係る科目の履修は要しない。
- 3 前項に定めるもののほか、実習科目の単位免除に関し必要な事項は、別に定める。

(履修登録単位数の上限)

第5条 履修科目として登録することができる単位数の上限は、通年38単位とする。ただし、宮城教育大学教育学部（以下「学部」という。）の科目等履修生に準じて履修する学部の授業科目の単位は除く。

(履修方法の特例)

第6条 現職教員である学生は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例により、第2年次に勤務校に復帰し、夜間その他特定の時間又は時期において、定期的に登校して授業又は研究指導を受けることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、履修方法に関して必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (19規第16号改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月15日から施行する。

附 則 (20規第24号改正)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成20年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程において、第4条にある「教授会」とあるのは、専門職学位課程については、「教員会議」とする。

附 則 (22規第5号改正)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成22年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (23規第14号改正)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成23年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (24規第6号改正)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成24年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (26規第2号改正)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成26年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (27規第12号改正)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成27年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程において、第5条にある「教授会」とあるのは、専門職学位課程については、「教員会議」とする。

附 則 (28規第4号改正)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成28年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (30規第25号改正)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成30年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令3規程第26号改正)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に入学する大学院学生から適用する。
- 2 令和3年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令4規第15号改正)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、令和4年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 所要単位数

区 分		必要単位数	
専門高度化 基盤科目	教育課程の編成・実施に関する領域	2単位以上選択必修	24単位
	教科の実践的指導に関する領域	2単位以上選択必修	
	生徒指導・教育相談に関する領域	2単位以上選択必修	
	学級経営・学校経営に関する領域	2単位以上選択必修	
	学校教育と教員のあり方に関する領域	2単位以上選択必修	
	学校における実習（基礎実践）	4単位必修	
専門高度化 探究科目	教科探究科目	8単位以上選択必修 (同一の科目群に属する科目を8単位以上修得すること)	8単位
	特別支援・子ども支援科目		
	学校課題解決マネジメント科目		
専門高度化 深化科目	学校における実習（臨床実践）	6単位必修	14単位
	実践的指導力融合科目	8単位必修	
合 計		46単位	

別表2 教育課程

## 1. 専門高度化基盤科目(1)(共通5領域科目)

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
教育課程の 編成・実施 に関する領域	学びの地図と資質・能力	2	(2)	講義・演習	1	
	カリキュラムマネジメントと 教師の役割	2	(2)	講義・演習	1	
	社会に開かれた教育課程と授 業開発	2	(2)	講義・演習	1	
教科の実践 的指導に関 する領域	授業設計・教科内容構成論 (基礎)	2	(2)	講義・演習	1	
	授業設計・教科内容構成論 (応用)	2	(2)	講義・演習	1	
	教育における臨床の学の創造	2	(2)	講義・演習	1	
生徒指導・ 教育相談に 関する領域	子どもの生活と行動・実態把 握論	2	(2)	講義・演習	1	どちらか を選択
	子どもの生活と行動・実態把 握論(特別支援)	2	(2)	講義・演習	1	
	子どもの生活と行動・実態分 析論	2	(2)	講義・演習	1	どちらか を選択
	子どもの生活と行動・実態分 析論(特別支援)	2	(2)	講義・演習	1	
	特別支援教育と学校・学級経 営	2	(2)	講義・演習	1	どちらか を選択
	特別支援教育と学校・学級経 営(特別支援)	2	(2)	講義・演習	1	
学級経営・ 学校経営に 関する領域	安心・安全な学級・学校づく り(基礎)	2	(2)	講義・演習	1	
	安心・安全な学級・学校づく り(応用)	2	(2)	講義・演習	1	
学校教育と 教員のあり 方に関する 領域	地域協働と学校づくり	2	(2)	講義・演習	1	
	教師の成長と子どもの発達	2	(2)	講義・演習	1	

備考：領域毎に2単位以上修得すること。

全ての領域で合計20単位以上修得すること。

毎週授業時数の( )は、前期又は後期のみの時数を示す。

## 2. 専門高度化基盤科目 (2)(学校における実習 (基礎実践))

### ○幼稚園・小学校における実習科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
学校にお ける実習 (基 礎実践)	学校課題探究実習Ⅰ	2	集中	実習	1	
	学校課題探究実習Ⅱ	2	集中	実習	1	

### ○中学校・高等学校における実習科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
学校にお ける実習 (基 礎実践)	学校課題探究実習Ⅰ	2	集中	実習	1	
	学校課題探究実習Ⅱ	2	集中	実習	1	

備考：校種を選択して、4単位修得すること。  
毎週授業時数の（ ）は、前期又は後期のみの時数を示す。

## 3. 専門高度化探究科目 (1) 教科探究科目

### ○共通科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
教科探究科 目	教育における臨床の知	2	(2)	講義・演習	1・2	
	教育実践記録と授業分析論	2	(2)	講義・演習	1・2	
	社会変動と学力論	2	(2)	講義・演習	1・2	
	クロスカリキュラムの学習と 評価	2	(2)	講義・演習	1・2	

### ○小学校における教科科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
教科探究科 目	授業検証と教科内容開発 (基礎・国語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・国語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・社会科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・社会科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・算数、数学科) A	2	(2)	講義・演習	1・2	

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
教科探究科目	授業検証と教科内容開発 (応用・算数、数学科) A	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) A	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) B	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) A	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) B	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・英語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・英語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・家庭科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・家庭科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・音楽科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・音楽科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・美術科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・美術科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・保健体育科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
授業検証と教科内容開発 (応用・保健体育科)	2	(2)	講義・演習	1・2		

○中学校・高等学校における教科科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
教科探究科目	授業検証と教科内容開発 (基礎・国語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・国語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・社会科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・社会科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・算数、数学科) B	2	(2)	講義・演習	1・2	



区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
教科探究科 目	授業検証と教科内容開発 (応用・算数、数学科) B	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) A	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・理科) B	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) A	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・理科) B	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・英語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・英語科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・技術科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・技術科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・家庭科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・家庭科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・音楽科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・音楽科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・美術科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・美術科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (基礎・保健体育科)	2	(2)	講義・演習	1・2	
	授業検証と教科内容開発 (応用・保健体育科)	2	(2)	講義・演習	1・2	

備考：教科探究プログラムを選択する場合は、教科探究科目の中から8単位以上修得すること。  
 共通科目以外は、校種を選択して履修すること。  
 毎週授業時数の（ ）は、前期又は後期のみの時数を示す。

4. 専門高度化探究科目（2） 特別支援・子ども支援科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
特別支援・ 子ども支援 科目	インクルーシブ教育総論	2	(2)	講義・演習	1・2	
	特別支援教育コーディネーター 概論	2	(2)	講義・演習	1・2	
	支援が必要な子どもと学校教育 Ⅰ（知的障害・自閉症スペクト ラム障害等）	2	(2)	講義・演習	1・2	
	支援が必要な子どもと学校教育 Ⅱ（感覚障害・運動障害・身体 疾患系）	2	(2)	講義・演習	1・2	
	不登校・学校不適応状況と学校 教育	2	(2)	講義・演習	1・2	
	子どもをめぐる社会的諸問題と 福祉	2	(2)	講義・演習	1・2	
	特別支援教育とICT	2	(2)	講義・演習	1・2	

備考：特別支援・子ども支援プログラムを選択する場合は、特別支援・子ども支援科目の中から8単  
位以上修得すること。  
毎週授業時数の（ ）は、前期又は後期のみの時数を示す。

5. 専門高度化探究科目（3） 学校課題解決マネジメント科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
学校課題解 決マネジメ ント科目	地域協働フィールドワーク論	2	(2)	講義・演習	1・2	
	リーガルマインドによる学校 づくり	2	(2)	講義・演習	1・2	
	学校安全と防災教育	2	(2)	講義・演習	1・2	
	情報リテラシーとICT	2	(2)	講義・演習	1・2	
	グローバル教育課題の探究	2	(2)	講義・演習	1・2	
	幼年期の教育と幼保小連携・ 接続	2	(2)	講義・演習	1・2	

備考：学校課題解決マネジメントプログラムを選択する場合は、学校課題解決マネジメント科目の中  
から8単位以上修得すること。  
毎週授業時数の（ ）は、前期又は後期のみの時数を示す。

6. 専門高度化深化科目 (1)(学校における実習 (臨床実践))

○幼稚園・小学校の実習科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
学校にお ける実習 (臨 床実践)	学校課題解決実習	2	集中	実習	1	
	臨床教育開発実習	4	集中	実習	2	

○中学校・高等学校の実習科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
学校にお ける実習 (臨 床実践)	学校課題解決実習	2	集中	実習	1	
	臨床教育開発実習	4	集中	実習	2	

○特別支援学校の実習科目

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
学校にお ける実習 (臨 床実践)	学校課題解決実習 (特別支援)	2	集中	実習	1	
	臨床教育開発実習 (特別支援)	4	集中	実習	2	

備考：校種を選択して、6単位修得すること。  
毎週授業時数の( )は、前期又は後期のみの時数を示す。

7. 専門高度化深化科目 (2)(実践的指導力融合科目)

区分	授業科目名	単位	毎週授業 時数	講義・演習・ 実習等	対象 年次	備考
実践的指導 力融合科目	実態把握と実践適応論	2	(2)	演習	1	
	実践適応と評価・分析論	2	(2)	演習	1	
	臨床教育総合演習A	2	(2)	演習	2	どちらか を選択
	臨床教育総合演習A (特別支 援)	2	(2)	演習	2	
	臨床教育総合演習B	2	(2)	演習	2	どちらか を選択
	臨床教育総合演習B (特別支 援)	2	(2)	実習	2	

備考：8単位修得すること。  
毎週授業時数の( )は、前期又は後期のみの時数を示す。

# 宮城教育大学学位規程

平成16年 4月 1日制定  
令和 4年 2月18日最終改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、宮城教育大学学則第51条第2項及び第80条第2項の規定に基づき、宮城教育大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士（学校教育学）及び教職修士（専門職）とする。

## (学位授与の要件)

第3条 学士（学校教育学）の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院を修了した者に授与する。

## (学位の授与)

第4条 学長は、本学を卒業した者に学士（学校教育学）の学位を授与し、学位記（別記様式1）を交付する。

2 学長は、本学大学院を修了した者に教職修士（専門職）の学位を授与し、学位記（別記様式2）を交付する。

## (学位の名称の使用)

第5条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位名に「宮城教育大学」の名称を付記するものとする。

## (学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項に規定する学位授与の取り消しの議決は、教授会の構成員（休職中の者、1か月以上の病氣療養中の者及び出張・研修中の者を除く。）の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（19規第25号改正）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者の学位の種類については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則（20規第26号改正）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年入学者から適用する。

- 2 当分の間、第4条第3項、第5条第1項、第7条、第8条第1項、第9条及び第12条にある「教授会」とあるのは、専門職学位課程については、「教員会議」とする。

附 則 (27規第16号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令3規第28号改正)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
 2 令和3年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の学位については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令4規第14号改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式1

第 号	宮城教育大学長 氏 名	年 月 日	印	本学所定の課程を修めたので卒業を認め 学士(学校教育学)の学位を授与する	大学印 氏 名 年 月 日生	本籍 学 位 記
--------	----------------	-------	---	---	----------------------	-------------

別紙様式2

第 号	宮城教育大学長 氏 名	年 月 日	印	本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の 専門職学位課程において所定の課程を修めた ので修了を認め教職修士(専門職)の学位を 授与する。	大学印 氏 名 年 月 日生	本籍 学 位 記
--------	----------------	-------	---	---	----------------------	-------------

